

情報通信基盤災害復旧事業費補助金
実施マニュアル（改定版）

平成30年11月

総務省

情報流通行政局

総合通信基盤局

総合通信局

【目次】

I	総論	2
1	情報通信基盤災害復旧事業費補助金実施マニュアルの位置づけ	2
2	創設の背景	2
3	施策の基本的考え方	2
4	復旧事業の全体フロー	3
II	交付申請事務マニュアル	4
1	事務のフローチャート	4
2	支援対象地域・復旧事業主体	5
3	事業実施期間	7
4	補助対象範囲・経費	8
5	当該復旧事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	21
6	交付申請書の作成と確認のポイントについて	25
7	情報通信基盤災害復旧計画書の作成について	38
III	交付決定後について	42
1	契約について	42
2	計画変更等について	42
3	差金回収について	45
IV	実績報告事務マニュアル	48
1	事務のフローチャート	48
2	実績報告書の作成について	49
3	経理等について	51
V	補助金事業構築マニュアル	70
1	需要調査	70
2	運営体制の検討	71
3	庁内推進体制の整備	72
4	ランニングコストの負担に関する考え方	72
5	公設民営を採用する場合の留意点	73
VI	Q & A	74
	付録：交付要綱様式記載例	96

I 総論

1 情報通信基盤災害復旧事業費補助金実施マニュアルの位置づけ

情報通信基盤災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱（総情地第26号（平23.6.13）以下「交付要綱」）によるほか、このマニュアルに基づいて補助金事業（以下「復旧事業」という。）を実施するものとする。また、この補助金及び本実施マニュアルは、従前の情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（総情地第103号（平13.6.6））、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱（総情地第21号（平18.5.10））及びそれらの実施マニュアルの内容・趣旨を基に作成しており、それらについても参考にするものとする。

2 創設の背景

これまで総務省は、採算性の問題等から民間事業者の事業展開が困難な地域におけるデジタルディバイド（情報格差）を解消するため、地域情報通信基盤整備推進交付金等により、地域の情報通信基盤の整備を支援し、多くの地域において地域間の情報格差を解消してきたところである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害を与えた。これまで整備を支援してきた情報通信基盤についても例外ではなく、多くの地域において大きな被害を受けている。

総務省は、これまで情報格差の是正を支援してきたことから、東日本大震災により被害を受けた情報通信基盤の復旧についても引き続き支援を行っていく必要があるため、平成23年度に本補助金を創設した。

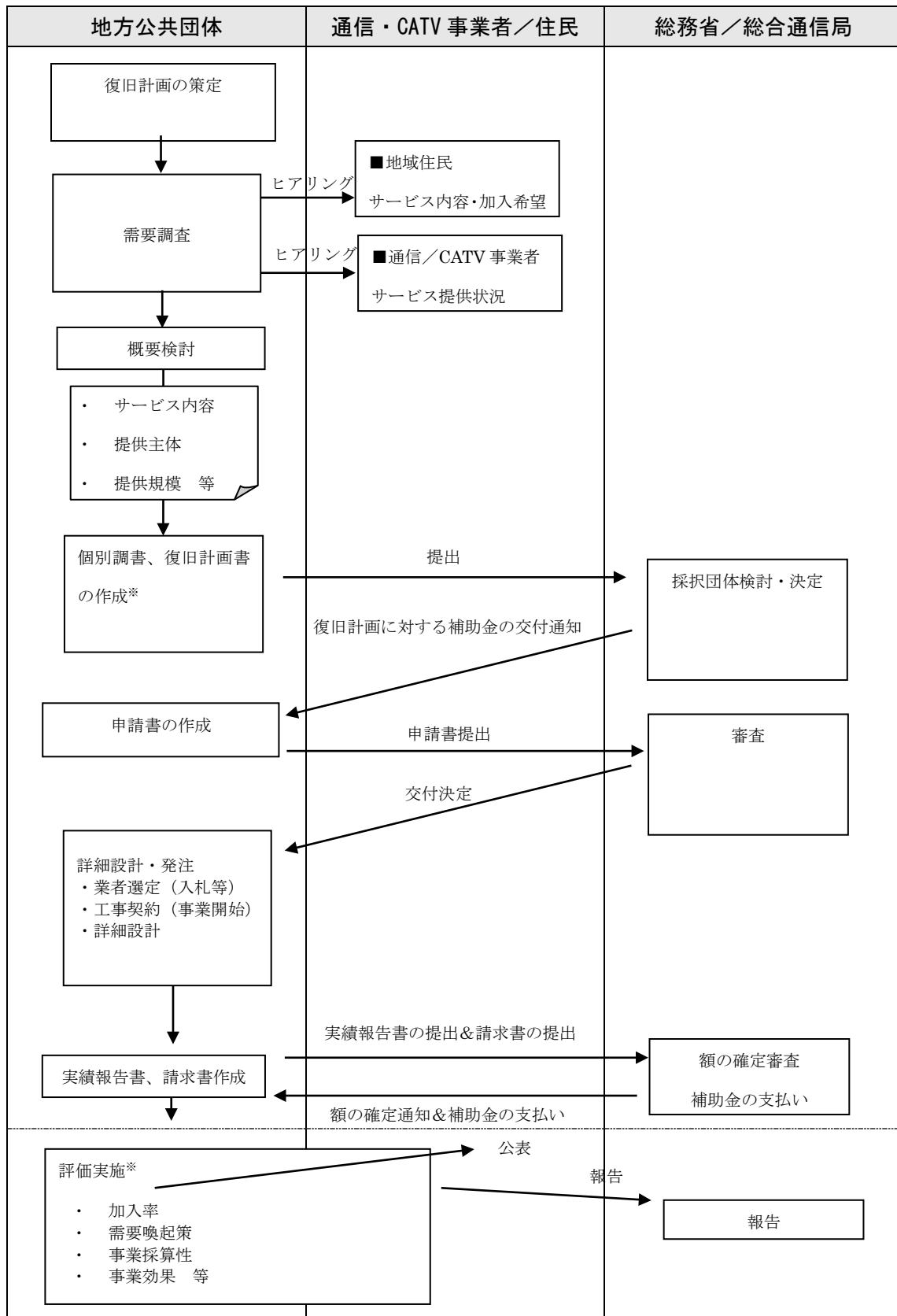
また、東日本大震災以降も数多くの台風、地震等の災害が頻発し、日本各地において甚大な被害をもたらし、これまで整備を支援してきた情報通信基盤も大きな被害を受けていることから、平成30年度に、東日本大震災以外の激甚災害により被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧を図ることを補助金の目的に追加した。

3 施策の基本的考え方

本補助金は、かかる要請を踏まえ、東日本大震災等により被害を受けた地域の情報通信基盤の復旧を図ることを目的として創設・拡充されたものである。

本補助金においては、従来の地域情報通信基盤整備推進交付金事業等における補助（交付）率（1/3）よりも高い補助率（東日本大震災に係る復旧：2/3、東日本大震災以外の激甚災害に係る復旧：1/2）で補助することにより、被害を受けた地域の地方公共団体の復旧整備事業に必要となる施設・設備の整備を厚く支援することとしている。これにより、地方公共団体の財政負担を軽くし、復旧事業を促進することとなった。

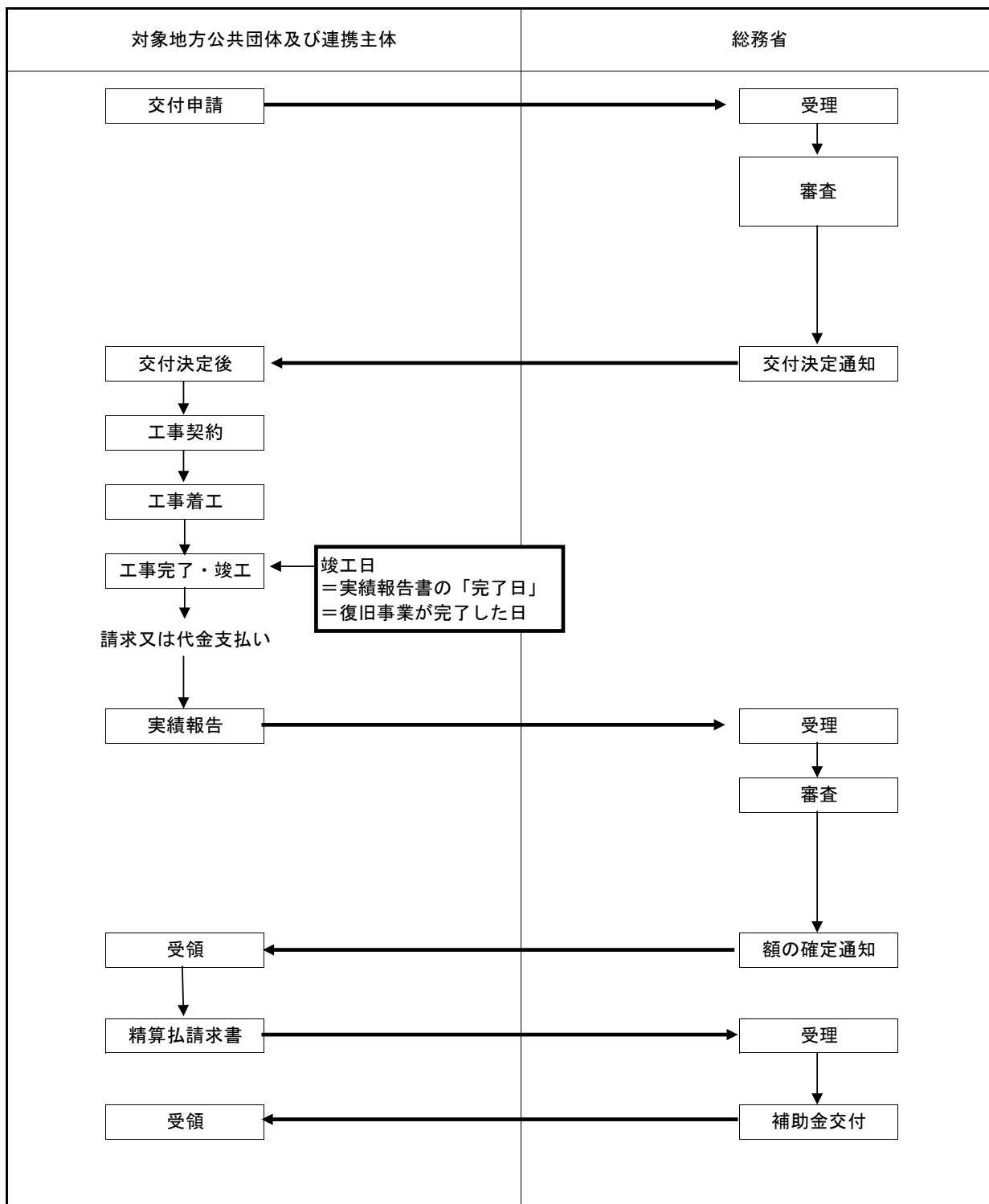
4 復旧事業の全体フロー



※東日本大震災以外の指定激甚災害を理由とした復旧の場合は、個別調書の作成、復旧計画書の策定及び評価実施は不要（申請書の作成は必要）。

II 交付申請事務マニュアル

1 事務のフローチャート



2 支援対象地域・復旧事業主体

(1) 支援対象地域

以下に掲げる①又は②を支援対象とする。

① 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第1条の規定により「特定被災地方公共団体」に指定された地方公共団体、又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合において復旧事業を行うもの。

「特定被災地方公共団体」

北海道	茅部郡鹿部町、二海郡八雲町、広尾郡広尾町、厚岸郡浜中町
青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭村 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村

茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

※岩手県東磐井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併。

- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に基づき指定された激甚災害のうち、総務大臣が交付要綱に定める激甚災害である「指定激甚災害」ごとに総務大臣が交付要綱に定める地域が属する地方公共団体（以下「指定被災地方公共団体」という。）又は、指定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合において復旧事業を行うもの。

「指定被災地方公共団体」

激甚災害	地域
平成30年北海道胆振東部地震による災害	北海道勇払郡厚真町、安平町、むかわ町

なお、当該補助金は、被災地域の情報通信基盤の早急な復旧を図ることが目的であり、東日本大震災等の被害を受けた既存の施設・設備又は地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し整備中のもので完成に至らなかった施設・設備を支援対象とする。

(2) 復旧事業主体及び交付額

事業の種別	復旧事業者（申請者）	内容	交付額
復旧事業	特定被災地方公共団体 (注)	(1) ①に掲げる特定被災地方公共団体	補助対象経費の3分の2に相当する額

	特定被災地方公共団体 (注)の連携主体	上記の連携主体	補助対象経費の3分の2に相当する額
	指定被災地方公共団体 (注)	(1)②に掲げる指定被災地方公共団体	補助対象経費の2分の1に相当する額
	指定被災地方公共団体 (注)の連携主体	上記の連携主体	補助対象経費の2分の1に相当する額

(注) 特定被災地方公共団体には一部事務組合、広域連合を含む(指定被災地方公共団体においても同じ)。

(3) 運営方式

特定被災地方公共団体又は当該団体の連携主体が補助金で整備した施設の運営は、当該事業主体が運営する「公設公営方式」、及び民間事業者に委託する「公設民営方式」がある。事業主体については、公設民営方式を採用する場合であっても当該事業主体となることに注意すること。

3 事業実施期間

(1) 単年度事業

復旧事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。この場合、事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結していなくてはならない。具体的な考え方については、VI Q&Aを参照のこと。

(2) 工事の期間内実施について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに終わることが必要である。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づきすみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

(3) 年度内執行について

復旧事業は当該事業年度に終わることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項第5号及び交付要綱第12条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

4 補助対象範囲・経費

(1) 補助対象範囲の考え方

東日本大震災等により被災した情報通信基盤の早急な復旧をすることが目的であり、整備していた設備・施設及び提供していたサービス等が補助対象である。

(2) 補助対象範囲・経費

(ポイント)

- i 復旧しようとする施設・設備が事業の目的達成に合致しているか。
 - ・整備されていたものの復旧であるか、また、余分なものを整備していないか確認すること。
 - ・個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要なでない施設・設備は、たとえ本項の①～④に該当するものであっても、補助の対象とはならない。(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 復旧した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
 - ・市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されることを確認すること。
 - ・IT関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、せっかく復旧しても、十分な効果が発揮できなくなることをないように注意すること。
- iii 重複投資になっていないか。
 - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうなど結果として重複投資とならないように注意すること。
 - ・過去に補助事業により整備した施設・設備の復旧の場合は、財産処分の届出が提出されているか確認すること。(単独事業の場合は、総務省に事前協議の上、地方公共団体の資産台帳等で処分済であることがわかる書類を確認すること。)
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
 - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費用(③)や附帯工事費(④)は、本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の整備に必要な最低限の費用であるかどうか。
 - ・補助金で整備しようとしている本体メニュー(①)、附帯メニュー(②)の施設・設備に関係のない用地の取得や工事(調査設計や工事)に係る費用が含まれていないように注意すること。

① 本体メニュー

被災地域の情報通信基盤の中核となる設備・施設の設置に要する経費

メニュー	内容
(ア) 鉄塔	無線アンテナ設備を設置する設備
(イ) 衛星地球局	双方向衛星通信のための送受信設備
(ウ) 受信アンテナ施設	アンテナ設備と一体的に整備される受信装置
(エ) ヘッドエンド装置	有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路へ送出する装置であって、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置のこと。(有線テレビジョン放送法施行規則第2条 前置増幅器、受信増幅器、チューナ、変調器、混合器、加入者管理システム等)
(オ) デジタル加入者回線多重化装置	デジタル加入者回線方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変調装置であって、端末設備でないもの
(カ) 光電変換装置	加入者系光ファイバ網等において、光信号と電気信号を変換するための装置であって、センター側や無線アクセス装置及び、加入者宅側に設置される装置 ○集合メディアコンバータ、宅内メディアコンバータ、 ○局内光終端装置 (OLT)、光加入者終端装置 (ONU) ○宅内WDMカプラ等
(キ) 光成端架	光ファイバケーブルを成端処理するための架
(ク) 線路設備(中継装置及び分岐装置含む)	センター及び局舎から加入者宅までデータ等を伝送するための線路設備のこと。 ○線路 (光ファイバケーブル (注1)、メタルケーブル、同軸ケーブル、ノード、増幅器、引込み線、クロージャ、カプラ、保安器等) ○中継装置 (海底中継装置、無線中継装置等を含む) ○分岐装置/海底分岐装置 (スプリッタ等) 等
(ケ) 無線アクセス装置	各種データや映像情報等を、電波により送受信可能な形式に変換するなど、アンテナを経由してデータや映像情報等の送受信を行う設備で、送受信設備とアンテナ設備で構成される装置 ○アクセスポイント装置 ○加入者無線ターミナル装置等

(注1) 光ファイバケーブルの整備にあたっては、II 4-別紙1-1「光ファイバケーブルの復旧(使用)計画について」を参照

② 附帯メニュー

本体メニューに付随して効用を発揮する施設・設備の設置に要する経費

メニュー	内容
(ア) センター施設 (新築のほか改築、 改修及び機器類の 搭載ラックの設置 等を含む) (注1)	センター施設とは、本事業において通信や映像伝送の基点となる設備を設置する施設を指す。
(イ) 局舎施設 (注 2)	<p>局舎施設とは、本事業において通信や映像伝送の中継拠点となる施設を指す。局舎施設についてもセンター施設と同様の条件により施設を整備することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内設置型 施設内の一部に中継機器およびラック等を設置する。 ○屋外設置型 屋外に専用ボックスや施設を設置する。 ○鉄塔取り付け型 中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置する。 <p>センター施設及び局舎施設の整備については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単独建物 事業を実施するにあたり最低限必要なセンター施設及び局舎施設復旧事業費が支援対象となる。(24頁参照) ○合築他事業におけるセンター施設及び局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。 <p>また支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○床上げ工事…電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする二重床化、仕上げ工事等 ○空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事等 ○電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等 ○躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁増強工事等 ○内装工事…間仕切り工事(壁等の設置)、天井工事等 ○撤去工事…配線の撤去工事、産廃処理費用等
(ウ) 外構施設	局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部か

	ら引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、排水設備、舗装等。
(エ) 電源供給施設	センター施設や局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備のこと。 受電設備：受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S 柱等 電源設備：予備電源、耐雷トランス、整流器、無停電電源装置等必要十分な発電能力があること。
(オ) スタジオ施設	映像の編集や配信などを行うための装置。 (映像編集・収録機器、音声編集・収録機器、ノンリニア編集器、自動送出装置、静止画送出装置 等)
(カ) 映像ライブラリー装置	映像・音声等マルチメディア情報を大容量のハードディスク等に蓄積し、各公共施設の利用者から要求に応じて再生、送信する装置。 ○VOD サーバ、映像情報 DB ワークステーション ○大型ディスプレイ (マルチビジョン、大型スクリーン等) スタンドアローンのものは不可であり、ネットワークとしての利用がアプリケーションに組み込まれているものに限る。 ○マルチメディア編集装置
(キ) 送受信装置	線路設備を通じてデータや映像等のやりとりを可能にするための装置のこと。事業を実施するにあたり必要なサーバ、セキュリティ対策用装置及びその筐体等を含む。 ○ルータ ○ファイアウォール ○L 2 / L 3 スイッチ ○サーバ ○パソコン (情報龍力端末、公衆端末) WWW、メール、DNS、P r o x yサーバ、ウィルス防御サーバ等
(ク) 構内伝送路 (注3)	センター施設等において整備する送受信装置等の出力信号を受信するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等 ○LANケーブル ○構内光ケーブル ○UTPケーブル ○ルータ ○L 2 / L 3 スイッチ ○I Cタグ、タグセンサー等

(ケ) 双方向画像伝送装置	センター施設と接続施設に設置され、画像の送受信を行う装置 ○w e bカメラ ○マイク、スピーカー（常にネットワークに接続されているものに限る）等 ただし、学校間交流システム、行政相談システム及び生涯学習システムの用途に係るテレビ会議装置（情報端末、カメラ、マイク、プロジェクター等）については、原則、補助対象外とします。
(コ) 管理測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理および測定する装置のこと。 ○ステータスマニタ ○ネットワーク監視装置 ○測定装置 等
(サ) 大臣が別に定める施設・設備	上記附帯施設を設置する際、必要となる経費（交付要綱補足事項別紙参照）

(注1) センター施設について、他者から建物等を借り受ける場合には、目的に沿った形で相当程度の間使用できることが明確に定められていること（長期の賃貸契約が維持されている、所有者と事業主体の間に協定書がある等）が必要である。

(注2) センター施設と局舎施設の違いについては、上記で説明しているとおりであるが、センター施設とは以下にあげる局舎施設以外のケースで整備する施設を指す。

・簡易BOX

ADSLサービスを提供する際、通信事業者の交換局に隣接した場所に整備する施設

・陸揚局

情報通信基盤を整備する離島に敷設した海底光ケーブルとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・衛星地球局

衛星通信事業者と通信するために設置するアンテナとサービス提供基盤に接続するための装置などを収容する施設

・自治体ボックス

設備を中継地点に配置するための収容施設。

・BOXタイプサブセンター

CATVの分岐設備のみを設置する施設 等

(注3) もっぱら行政内部事務処理に利用する目的のために整備する構内伝送路等は補助対象外となります。

③用地取得費・道路費（本体メニュー、附帯メニュー共通）

<p>用地取得費・道路費</p>	<p>センター施設や局舎、電柱などを復旧する際に必要最低限の用地取得費及び道路費について支援対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地取得費（用地の購入費） ○道路費（取り付け道路整備費） <p>必ずしも最短の経路である必要はないが、合理的な必要性を説明できる経路・距離であることが求められる。例えば、センター施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等が対象として認められる。</p>
------------------	--

④附帯工事費（本体メニュー、附帯メニュー共通）

<p>附帯工事費</p>	<p>本補助金事業の工事全般に係る以下の経費のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査設計費（注1） 決定後に実施する現場調査、詳細設計 等 ○施工・構築費（注1） ○改修補強費 施設および電柱（自営柱、電力柱、NTT柱等）等の改修・補強に係る費用等 ○整備と一体的に実施する撤去費用（注2） ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
--------------	--

（注1）調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

（注2）撤去費については、既存設備を撤去しなければ、一連の復旧事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(3) 補助対象とならない経費等

	交付要綱で補助対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの。
	交付要綱で補助対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの。
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	例外として、Ⅱ 4-別紙1-1「光ファイバケーブルの復旧(使用)計画について」を参照。
予備機器	但し、法令等で予備機器の設置が義務付けられているなど必要性が認められる場合を除く。
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工とは、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう。(交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。)
ソフトウェア	但し、Ⅱ 4-別紙2参照
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共架費(電柱使用料) ○ 光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用 ○ 光ファイバケーブル等の共架やF W A機器設置のための電柱使用料、支障移転費用 ○ 管路使用料 ○ コロケーション(通信事業者の局内に通信機器を設置する)費用 ○ 電波利用料 ○ 海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費(障害対応等、作業時の漁業補償等) ○ 番組ソフト制作費 ○ 地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 ○ リース(リース会社からサーバなどの機器をリースして設置する等)によるもの
加入一時金	プロバイダーへの申込み費用 等

光ファイバケーブルの復旧（使用）計画について

1 復旧（使用）計画分の整備について

光ファイバケーブルについては、復旧計画が明確であれば、事業完了の翌年度内に供用されていなくても補助金の対象として認められる。例えば、1期目でA地区、2期目でB・C地区を整備する場合、センター局～地点Aまでの光ファイバケーブル80芯のうち、28芯は2期目に使用することとなるが、光ファイバケーブルの敷設費の追加投資を避けるために、1期目に整備することが可能としたものである。この場合、可能となるのは、2期目のケーブルのうち1期目と同一ルートに敷設する部分である。ここで注意しなければならないのは、将来計画があれば何から何まで認めるというものではない。したがって、1期目のケーブルと同一ルート上にないケーブルについては、使用計画が明確であっても補助対象とならないので注意が必要である（Ⅱ 4－別紙1－2、Ⅱ 4－別紙1－3参照）

2 必要芯線（テープ）数の積算について

必要芯線数の算出にあたっては、世帯数や接続施設数等を基本に、利用目的別（通信・放送・公共サービス（地域公共ネットワーク）※予備芯も含む）を積上げ、その上でテープ数を算出すること。したがって、整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能。（具体的にはⅥを参照）

区間		敷設数	補助対象数	使用数	未使用数	備考
(1)	〇〇市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2)	01～02	—	—	—	—	既設のファ イバを利用
(3)	02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	...～...	

(* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯＝1テープ（T）の場合）

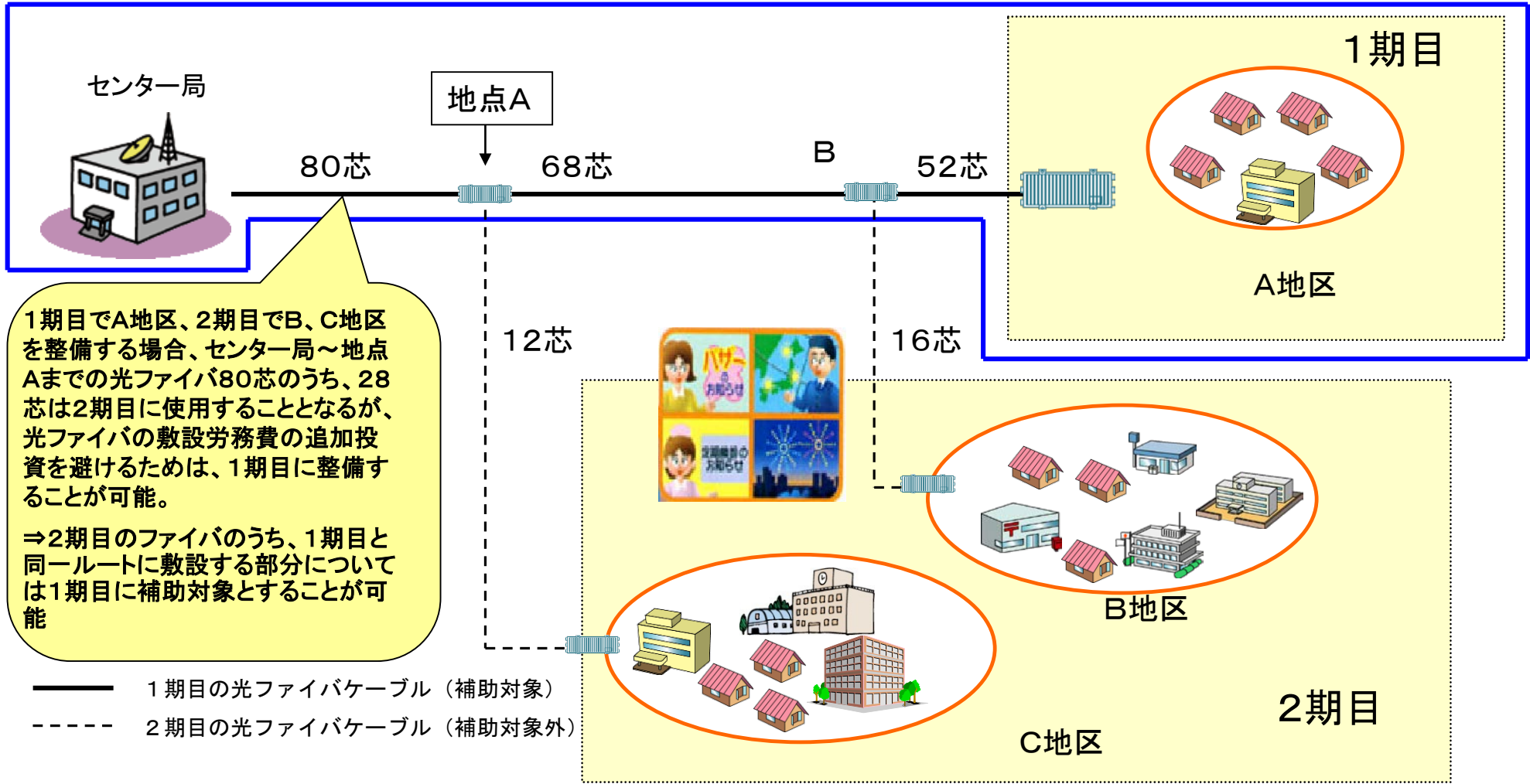
(* 2) 光系統図（例としてⅡ 6別紙5参照）と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
〇〇市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区復旧用 【平成〇年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区復旧用 【平成〇年度】
...	

(* 1) 先に作成した光ファイバケーブルの復旧（使用）計画において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。

(* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。



Ⅱ 4－別紙1－3

芯線(テープ)の使用について

予備芯(テープ)

ループ用など緊急時にいつでも切替できる(ホットスタンバイ)状態等にある芯線が該当し、補助対象となる。

余剰芯(テープ)

在庫品(既製品)を使用する方が、必要芯線(テープ)と同数のケーブルを整備するよりもコストが安くなる場合等によって、必然的に余剰芯(テープ)が発生する場合に限り補助対象となる。

ソフトウェアの補助対象範囲

原則、ソフトウェアの開発経費、ソフトウェア購入費（注）、インストール費、ライセンス費（注）等は補助対象外となる。ただし、以下のものについては補助対象とする。

1. パソコン（別表1）

基本ソフト（OS）、ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト及びセキュリティソフト並びにこれらに附属するソフト。

また、一般的な販売形態により購入した結果、パソコンとのパッケージとして附属し、価格が算出できないソフトについては、一体的に補助対象とする。

2. サーバ（別表1）

補助金事業で整備するハードに導入するソフトのうち、当該事業のネットワーク及びシステムの機能の確保のために必要最小限のソフト及びこれらに附属するソフト。

また、ファイアウォール専用機等必要な機能と専用の筐体が一体化されている装置については、一体的に補助対象とする。

3 ケーブルテレビ関連

Ⅱ 4－別表2 太枠内とする。

4 インストール費、設定費、設計費について

ソフトウェアのインストール費及びシステムを動作させるための設定・設計費について、Ⅱ 4－別表1、2の補助対象範囲のものについて認められる。その場合は、それぞれの費目を別に計上して、見積書（請求書）等に記載すること。なお、補助対象外ソフトの導入を妨げるものではないが、補助対象及び補助対象外のソフトウェアを合わせて購入する場合は、補助対象となるソフトウェアを区分すること。おつて、セキュリティソフトについては、新種のウイルスに対応するため、導入後、一定期間ごとに料金を支払い、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利を更新（又は取得）する仕組みがあるが、このような場合については、財産処分制限期間以上の使用期間が確保できるセキュリティソフトの購入費は補助対象とし、ウイルス定義ファイルのダウンロードの権利のみに係る経費については補助対象外となる。

（注）「ソフトウェア購入費」、「ライセンス費」とは、CD-ROM等メディアの有無に関わらずソフトウェア（ライセンス）の使用期間の期限が定められていないものについて「ソフトウェア購入費」、ソフトウェア（ライセンス）の使用期間が定められているものについて「ライセンス費」という。なお、ライセンス費については、重複投資とならないように、従前の契約内容を確認すること。

II 4－別表1

補助対象とする具体的なソフトウェア（PC、サーバ）

区分	対象ソフト	必要な機能の概要	備考
①基本ソフト	OS	入出力機能やディスクやメモリの管理など、アプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理する。	OS：オペレーティングシステム
②各サーバの管理・運用に必要なソフト	UPSソフト	電池や発電機を内蔵し、停電時でもしばらくの間コンピュータに電気を供給する装置を管理する。	UPS：Uninterruptible Power Supply（無停電電源装置）
	ウイルス対策ソフト	コンピュータウイルスを検出、駆除等する。（個別サーバ用）【ウイルス検出／駆除／キックバック機能】	
	RAIDソフト	複数のハードディスクをまとめて1台のハードディスクとして管理する。	RAID：Redundant Arrays of Inexpensive Disks 別名：ディスクアレイ
	システムバックアップソフト	サーバに保存されたプログラムを、破損やコンピュータウイルス感染などの事態に備え、バックアップする。	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	Proxyソフト	内部ネットワークとインターネットの境にあつて、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行なう。【代理アクセス／キャッシュ機能】	
	FireWallソフト （ネットワーク監視ソフト）	外部ネットワーク等を通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行なわれることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する。【セキュリティ／ウイルス対策／認証機能】	ウイルス対策用ソフトとしては、ゲートウェイ用、ネットワーク用等個別のハード向けのウイルス対策ソフト以外が該当。
	ネットワーク管理ソフト	構成管理、障害管理、性能管理等ネットワーク全体の管理を行う。	
	FTPソフト	クライアントとサーバ間のファイル転送を行う。【大容量データの送受信機能】	FTP：File Transfer Protocol
	暗号化ソフト	ネットワークを通じて文書や画像等データをやり取りする際に、通信途中で第三者に盗み見られたり改ざんされたりされないよう、決まった規則に従ってデータを変換する。【暗号化によるデータ保護通信機能】	
	負荷分散ソフト	各種サーバへのアクセスを、複数のサーバに振り分けるなど負荷分散を行う。【アクセス集中時のレスポンス低下回避機能】	SLB（Server Load Balancing）等
	LDAPソフト	イントラネットなどのTCP/IPネットワークで、ディレクトリデータベースにアクセスを可能とする。【合併及び広域連携活用でのドメイン管理機能】	LDAP：Lightweight Directory Access Protocol ディレクトリ・サービス：ネットワーク上の資源とその属性とを記憶し、検索できるようにしたシステム。ユーザやネットワーク資源の管理を一括化し、負担軽減が可能。

注：復旧（使用）計画を策定する際、整備するソフトについて「対象ソフト」の区分に従って分類する必要があります。区分等に疑義が生じた場合は個別に相談すること。

補助金において補助対象とするソフト及びインストールの範囲について

ソフトの種類及び主な目的	主なソフト例	ソフトの詳細	ソフトに対応するハード(設備)	補助対象の適否		備 考
				ソフト	インストール等	
⑤エンドユーザ向けアプリケーションソフト	・データベースサーバ・コンテンツソフト	・加入者が利用するコンテンツのデータベース	・サーバ	×	×	加入者が利用するソフト
	・WWWサーバソフト	・www(World Wide Web)を実現する ・HTTPを使って送られる利用者からのリクエストにしたがってWebページのデータを利用者に送る	・サーバ	×	×	〃
	・施設予約管理ソフト			×	×	
	・図書情報管理ソフト ・教育用ソフト など			×	×	
④事業を実施するために必要な基礎的ソフト	・音声告知システム・コンテンツサーバソフト	・利用者(自治体や消防署などの情報提供者や加入者)コンテンツのデータベース ・放送グループ管理 ・端末の認証管理 ・放送配信および配信制御	・サーバ	○	○	
	・加入者管理システムソフト	・顧客情報(契約内容、個人情報等)管理 ・端末取り付け工事情報(ワークフロー)管理 ・機器在庫情報管理 ・システム制御(デジタル機器インタフェース、ホームターミナル、セットトップボックス制御と連携)	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送送出システム・自動送出装置ソフト	・VTRまたはサーバに格納している番組やCMの中で、決められた番組やCMを決められた時間に再生し配信、停止する	・サーバ ・ネットワーク機器	○	○	
	・自主放送編集設備・編集ソフト	・番組素材を加工(必要、不必要部分を選別)し、特殊効果を付加して番組として完成させる	・PC	○	○	
	・EPG編集装置・編集ソフト	・番組名、番組内容、配給会社ロゴ等入力 ・コピー防止機能設定 ・音声種別設定	・サーバ ・PC(操作用)	○	○	
	・データベース構築・管理用ソフト ・データベースバックアップソフト など			○	○	
③ネットワーク及びシステムの管理・運用に必要なソフト	・伝送路監視装置・監視ソフト	・伝送路機器(能動機器)の状態監視、機器動作制御	・サーバ ・PC(操作用) ・通信用モデム	○	○	
	・音声告知放送システム・放送制御ソフト	・告知放送番組の登録・管理 ・定時放送、自動放送の番組送出 ・緊急放送の割り込み処理	・サーバ	○	○	
	・デジタル放送多重化制御装置・制御ソフト	・CATVデジタル放送の信号多重化設定、制御、監視	・PC	○	○	
	・ケーブルモデムシステム・管理ソフト	・ケーブルモデム登録・管理 ・ケーブルモデム状態監視 ・サービスレベル(速度制限、フィルタ等)設定	・サーバ	○	○	
	・Proxyソフト ・ネットワーク監視・管理用ソフト ・FTPソフト など			○	○	
	・ホームターミナル制御ソフト	・番組(ホームターミナル)の視聴可否を制御	・PC ・通信用モデム	○	○	
②ハード機器の管理・運用に必要なソフト	・セットトップボックス制御ソフト	・番組(セットトップボックス)の視聴可否を制御 ・許可していないセットトップボックスでの不正視聴防止	・FC(通信制御部) ・PC(STB制御部)	○	○	
	・バックアップソフト			○	○	
	・セキュリティソフト			○	○	
	・UPSソフト など			○	○	
①基本ソフト	・OS(オペレーティングシステム)			○	○	

インストール等経費については、補助対象ソフトへのインストール、設計・設定費についてのみ適とする。ただし、この場合、適としたソフトへのインストール経費、設計・設定費を明確にしておくこと。

「FC」・・・ファクトリーコンピュータ、「PC」・・・パーソナルコンピュータ

5 当該復旧事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該復旧事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり示すほか、具体事例についてはVIを、費用按分の計算方法の一例については別紙1「按分計算書」を参照のこと。

(1) 費用按分

ア 費用按分が必要なケース

- ・センター施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を復旧する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を復旧する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を復旧する場合（当該部分を補助対象外とする場合） 等

イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

ウ 費用按分方法の基本的考え方

- ・センター施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域（伝送容量）による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する（復旧対象世帯数、引き込み世帯数等）

(2) 対象施設（設備）で区切る場合

復旧事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

(3) 費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

(1)光ファイバーケーブル按分(センター)

①全芯数	②補助金対象芯数	③按分率
8芯	4芯	50.00%

※ ②計÷①計=③

(2)設計・装柱・吊線工種適用分

①光ケーブル	②補助金光ケーブル長	③同軸ケーブル	④補助金同軸ケーブル	⑤全ケーブル長	⑥補助金ケーブル長	⑦按分率
40,978m	27,277m	95,376m	91,508m	136,354m	118,785m	87.12%

※ (②+④) ÷ (①+③) = ⑦

(3)光ファイバーケーブル按分(伝送路)

①全芯数	②補助金対象芯数	③距離	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤按分金額	⑥按分距離	⑦按分率	
4芯	0芯	383m	165	0	0.0m		
4芯	2芯	750m	165	61,875	375.0m		
4芯	4芯	9,610m	165	1,585,650	9,610.0m		
8芯	4芯	3,370m	187	315,095	1,685.0m		
8芯	6芯	1,476m	187	207,009	1,107.0m		
12芯	4芯	1,508m	220	110,587	502.7m		
16芯	2芯	3,331m	267	111,172	416.4m		
16芯	10芯	702m	267	117,146	438.8m		
16芯	14芯	2,892m	267	675,644	2,530.5m		
20芯	12芯	1,042m	278	173,806	625.2m		
20芯	14芯	3,420m	278	665,532	2,394.0m		
24芯	14芯	4,549m	309	819,957	2,653.6m		
28芯	20芯	1,667m	346	411,987	1,190.7m		
32芯	20芯	4,076m	376	957,860	2,547.5m		
44芯	24芯	2,202m	445	534,485	1,201.1m		
計		40,978m		6,747,805	27,277.4m	66.57%	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③=⑥ ⑥計÷③計=⑦

(4)光クロージャ接続按分

①全芯数	②補助金対象芯数	③接続数	a 資材		b 工事		備考
			④単価	⑤金額	⑥単価	⑦金額	
4芯	2芯	2箇所	19,792	19,792	37,630	37,630	
4芯	4芯	12箇所	19,792	237,504	37,630	451,560	
8芯	4芯	5箇所	20,033	50,083	37,630	94,075	
8芯	6芯	1箇所	20,033	15,025	37,630	28,223	
12芯	4芯	2箇所	20,275	13,517	37,630	25,087	
12芯	6芯	1箇所	20,275	10,138	37,630	18,815	
16芯	2芯	3箇所	20,516	7,694	37,630	14,111	
16芯	10芯	1箇所	20,516	12,823	37,630	23,519	
16芯	14芯	2箇所	20,516	35,903	37,630	65,853	
20芯	12芯	1箇所	20,758	12,455	52,563	31,538	
20芯	14芯	2箇所	20,758	29,061	52,563	73,588	
24芯	14芯	4箇所	20,999	48,998	52,563	122,647	
24芯	16芯	1箇所	20,999	13,999	52,563	35,042	
24芯	18芯	1箇所	20,999	15,749	52,563	39,422	
28芯	16芯	1箇所	21,241	12,138	52,563	30,036	
28芯	20芯	3箇所	21,241	45,516	52,563	112,635	
32芯	20芯	5箇所	21,482	67,131	52,563	164,259	
32芯	22芯	1箇所	21,482	14,769	52,563	36,137	
36芯	22芯	2箇所	21,724	26,552	52,563	64,244	
44芯	24芯	1箇所	22,207	12,113	82,429	44,961	
44芯	26芯	1箇所	22,207	13,122	82,429	48,708	
48芯	24芯	1箇所	22,448	11,224	82,429	41,215	
16芯	2芯	1箇所	966	121	29,305	3,663	
32芯	20芯	1箇所	1,932	1,208	44,238	27,649	
44芯	24芯	1箇所	2,657	1,449	74,104	40,420	
計		56箇所		728,084		1,675,037	

※a ②÷①×③×④=⑤

b ②÷①×③×⑥=⑦

(5) 同軸ケーブル按分 (伝送路)

フロードバンド整備	①距離	②使用する周波数帯域按分	③補助金按分距離
復旧エリア	38,491m	100.00%	38,491m
整備済エリア	56,885m	93.20%	53,017m
計	95,376m	95.94%	91,508m

※ ①×②=③

(6) 伝送路設備の按分

項目	設計数量		a 資材		b 工事	
	①復旧エリア	②整備済エリア	③単価	④按分金額	⑤単価	⑥按分金額
同軸ケーブル (12C)	38,491	56,885	192	17,569,541	181	16,562,953
給電ケーブル (12C)	2,800	3,500	192	1,163,906	181	1,097,224
ステイタスケープル (5C)	2,800	3,500	75	454,651	161	975,984
増幅器 (BE)	67	84	119,958	17,428,494	11,445	1,662,825
増幅器 (EA)	27	35	68,367	4,076,049	9,365	558,342
幹線分岐分配器	18	33	14,846	723,833	6,176	301,118
タップオフ (2端子)	248	263	4,885	2,408,876		
タップオフ (4端子)	102	125	4,859	1,061,694	4,084	2,950,336
タップオフ (8端子)	8	3	6,107	65,931		
無停電電源供給器 (320VA)	28	35	239,519	14,519,672	32,138	1,948,210
商用電源引込	28	35	0	0	25,000	1,515,503
接地	128	161	3,549	986,809	6,600	1,835,147
光フロード	6	7	600,000	7,514,415	37,682	471,930
フロード用光ケーブル	6	7	100,000	1,252,403	0	0
光アッテネータ	12	14	10,000	250,481	0	0
光総合伝送路測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
光接続損失測定 (5芯以下)	6	7	0	0	19,745	247,287
増幅器調整	94	119	0	0	14,500	2,971,172
フロード調整	6	7	0	0	14,500	181,598
計				69,476,755		33,526,916

※a (①×③×(5)②) + (②×③×(5)②) =④

b (①×⑤×(5)②) + (②×⑤×(5)②) =⑥

(7) 世帯按分

フロードバンド整備	①復旧エリア	②整備済エリア	③計	④按分率
世帯数	768	1,318	2,086	36.82%

0.368168744

(8) I 1 アエ) ヘッドエンド装置 配線材料の按分

① (ドライバーアンプ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの補助対象部分の合計値)	② (ドライバーアンプ(SGP3DA12E)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
16,953,147	18,190,000	93.20%

(9) I 1 アキ) 光成端架 配線材料の按分

① (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの補助対象部分の合計値)	② (光IDFコネクタユニット～光片端コード(4F0)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
189,000	378,000	50.00%

(10) I 1 アク) 線路設備・伝送設備 雑材料の按分

① (装柱材料 (A装柱)～光アッテネータまでの補助対象部分の合計値)	② (装柱材料 (A装柱)～光アッテネータまでの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
94,100,361	103,623,632	90.81%

(11) I 1 イク) 線路設備・伝送設備 雑工事の按分

① (装柱取付 (A装柱)～フロード調整までの補助対象部分の合計値)	② (装柱取付 (A装柱)～フロード調整までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
56,512,924	63,703,904	88.71%

(12) II 1 アア) センター施設 配線材料の按分

① (センター架 (電源付) の補助対象部分の合計値)	② (センター架 (電源付) の全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
520,068	800,000	65.01%

(13) II 1 アカ) 送受信施設 配線材料の按分

① (センターモジュラー(ArrisC4)～モニターユニット(SMM-6002XE-MD)までの補助対象部分の合計値)	② (センターモジュラー(ArrisC4)～モニターユニット(SMM-6002XE-MD)までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
6,093,560	16,551,000	36.82%

(14) II 1 イア) センター施設 雑工事の按分

① (センター架据付～電気工事までの補助対象部分の合計値)	② (センター架据付～電気工事までの全体の合計値)	③按分率 (①÷②)
109,201	194,000	56.29%

6 交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は復旧事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、復旧事業に馴染まないため注意が必要
 - ・内部事務や基幹系の情報化（なお、住民端末から各種証明書を発給する場合や情報発信、各種行政相談対応等を行う場合は内部事務系システム又は基幹系システムとの接続は認められるため、個別に相談のこと）
 - ・補助金の額が100万円未満となる事業

(1) 申請書の作成について

① はじめに

- ア 申請書（交付要綱様式1）は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出すること。
- イ 交付要綱様式1により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「復旧事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書、添付図面等は内容を必ず一致させること。
- ウ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。（関連する国庫補助事業例：平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金等）また、概要図、見積書については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等を行うこと。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。

- ア 申請書（交付要綱様式1）
 - イ 見積書（別紙1）
 - ウ 契約予定内容に関する調査票（別紙2）
 - エ 光ファイバケーブルの復旧（使用）計画について（別紙3）
 - オ 概要図（別紙4）
 - カ 添付図面（センター施設図、線路図等）（別紙5）
 - キ 口座設置届出書（別紙6）
 - ク 参考資料
 - アの参考資料として、財産処分にかかる施設及び設備一覧又はそれに準ずる書類を添付すること。
 - また、必要に応じてア～カの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。
- 例) 他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）
〇〇〇を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）
ソフトウェアの別表1、2との対応表（補助対象とするソフトウェアがある場合）

等

- (2) 申請書（交付要綱様式1）
「付録：交付要綱様式記載例」を参照のこと。

(3) 見積書（別紙1）

- ① 見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、復旧事業主体が自ら作成すること。
- ② 見積書の内容について
見積書は、別紙1「見積書（記載例）」を参考に作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下、審査すべき内容についてまとめたので確認すること。
- ③ 見積書の記載されている費目が、II 4の補助対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省へ確認すること。

○見積書の作成及び確認留意点

i 表紙

- (i) 事業者名（代表者名）
- (ii) 日付
- (iii) 工事名（「平成〇年度（当初、補正）情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業」の表記があること）

ii 内訳書

- (i) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (ii) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・補助対象、補助対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・〇〇一式△△円となっている場合はその内訳を確認すること。
- (iii) 見積もりが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (iv) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- (v) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
 - ・確認のポイント
 - 複数事業者の相見積りを取る
 - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
 - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
 - 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- (vi) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
詳細は別紙1 見積書を参照のこと。
- (vii) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- (viii) 他事業との費用按分について
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙1のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- (ix) センター施設について
新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と補助対象外との合築によ

り整備される合築建物があり両方とも補助金で整備可能。センター施設の整備については、最低限必要なセンター施設の復旧事業費が対象経費となる。

センター施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。

- (x) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- (xi) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。

(4) 契約予定内容に関する調査票（別紙2）

契約については、Ⅲ 1 に示すとおり、一般競争入札を原則とし、限定的に指名競争入札又は随意契約を認めている。随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

(5) 光ファイバケーブルの復旧（使用）計画について（別紙3）

Ⅱ 4 の考え方にしたがって作成すること。

(6) 概要図（別紙4）

実施地域が、震災前にどのように情報通信基盤を活用していて、どのように復旧するかを視覚的に示す図であり、交付要綱別紙1の1の「事業の目的、事業の概要」の内容を反映する形で記載すること。

(7) 添付図面について（別紙5）

- ① 添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。添付図面は「図面名」「凡例（記号、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助対象となる部分とそうでない部分を色分けすること。第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該補助金にて整備する部分ができるようになること。
- ② 添付図面は、整備エリアの地図、用地付近の見取り図、設計の概要図（線路図等）で構成すること。
- ③ 添付図面に記載された機器等と見積書との整合性がとれていること。

○添付図面の構成及び留意点

i 整備エリアの地図

5万分の1程度の地図で今回の補助金によりサービスできるエリアを色でマークする。

ii 用地付近の見取り図

補助金により整備されるエリア、センター設備等を色でマークすること。その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

iii 設計概要図

(i) 線路図

- ・光ファイバケーブルの敷設状況（増幅器、分配器、ノード、カプラ等）の配置等が把握できること
- ・光ファイバ系統図（芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離がわかるようにすること。）

→光ファイバ系統図にて、今回使用する芯線数の妥当性を審査すること。未使用芯線の存在がないことを確認すること

- ・公共施設及び学校と接続する場合は、位置を示すこと
- ・携帯電話エントランス回線等に開放する場合は該当部分が明記してあること。
- ・既存の光ファイバケーブルを活用する場合は該当部分が明記してあること。

※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

(ii) センター施設の整備

- ・他の事業との合築の場合、それがわかるよう表示すること。
- ・補助事業対象分とそれ以外の部分が分かるように色分けすること
- ・建物内のレイアウトを表示すること（室名も記載すること）

(iii) インターネット設備整備・スタジオ施設の整備

- ・機器の設置状況がわかる図面、システム系統図を添付すること

(iv) 用地・道路の整備

- ・購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを明確に示すようすること。

(v) その他必要な図面を添付すること

見積書（記載例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市1-2-3-4
 (〇〇市)
 (〇〇市長 〇〇〇〇)

件名：平成〇〇年度 情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業
 地域：〇〇市(〇△地区)

見積額（全体） 189,900,000（消費税別途） 199,395,000（消費税込み）
 見積額（補助対象） 128,410,000（消費税別途） 134,830,500（消費税込み）

消費税込の額を記載すること。

複数の市町村にまたがって、事業を行う場合は、市町村ごとに作成すること。また、その際は、別途総事業費がわかる総括表を作成し、表紙に添付すること。

Ⅱ 別紙1

一見積書を作成した日付を必ず記入すること
 (見積有効期限を表示する場合は、2ヶ月程度の残日数があること)

一地域とは交付要綱別紙1の2の「施設を設置場所」指す

◎見積書は総括表（総合計を記載したもの）と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要
 ◎左記の見積書フォーマットを作成すること。（この様式は請求書の総括表としても使用できる）必要事項があれば適宜項目を追加してよい。

一備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙添付してもよい。

一「1式計上してあるもので、内訳書で正しいと確認できないものは「補助対象部分」及び「補助対象外部分」の数量の記載は不要。

一補助対象と補助対象外と合計が一致しているか確認すること。

一総括表で「一部補助対象外」と記載の場合約には、内訳書又は別表等で、どの機器が補助対象か補助対象外かがわかるようにすること。

一共通経費は本体メニュー、附属メニュー双方に係るものを計上。

【見積書 総括表】

項目	項目	全体（整備事業及び一体施工工事）				補助対象部分				補助対象外部分（一体施工工事）							
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	
Ⅰ		本体メニュー															
	1	施設・設備費															
	ア	施設・設備の設置経費（資材費等）															
		イ	設置														
			衛星地球局														
			受信アンテナ施設														
			ヘッドエンド設置														
			デジタル加入者回線多重化装置	1	式	10,000,000	5,700,000	一部補助対象外									
			光電変換装置	500	台	20,000	10,000,000	世帯按分	250	台	20,000	5,000,000		250	台	20,000	5,000,000
			光成端架	10	台	1,000,000	10,000,000	世帯按分	5	台	1,000,000	5,000,000		5	台	1,000,000	5,000,000
			線路設備・伝送設備	1	式	16,000,000	16,000,000	志願按分				8,000,000					8,000,000
			無線アクセス装置														
			その他														
		イ	施設・設備の設置に係る工事費														
			設置														
			衛星地球局														
			受信アンテナ施設														
			ヘッドエンド設置	1	式	1,000,000	4,300,000	一部補助対象外									
			デジタル加入者回線多重化装置														
			光電変換装置	500	台	20,000	10,000,000	世帯按分	250	台	20,000	5,000,000		250	台	20,000	5,000,000
			光成端架	10	台	100,000	10,000,000	世帯按分	5	台	1,000,000	5,000,000		5	台	1,000,000	5,000,000
			線路設備・伝送設備	1	式	10,000,000	29,900,000	志願按分				14,950,000					14,950,000
			無線アクセス装置														
			その他														
2		用地取得費・道路費															
	ア	施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費															
	イ	附帯工事費															
		小計				95,900,000						49,250,000				46,650,000	
Ⅱ		附属メニュー															
	1	施設・設備費															
	ア	施設・設備の設置経費（資材費等）															
		イ	センター施設	1	式	20,000,000	20,000,000		1	式	20,000,000	20,000,000					
			局舎施設														
			外溝施設														
			電源供給施設														
			スタンプ施設	1	式	10,000,000	10,000,000	一部補助対象外				8,000,000					2,000,000
			遠受信施設	1	式	10,000,000	2,000,000		1	式	2,000,000	2,000,000					
			構内伝送路														
			その他														
		イ	施設・設備の設置に係る工事費														
			センター施設	1	式	10,000,000	10,000,000		1	式	10,000,000	10,000,000					
			局舎施設														
			外溝施設														
			電源供給施設														
			スタンプ施設	1	式	5,000,000	5,000,000	一部補助対象外				4,500,000					500,000
			遠受信施設	1	式	2,000,000	2,000,000		1	式	2,000,000	2,000,000					
			構内伝送路														
			その他														
2		附属施設費															
	ア	附属施設費の設置経費（資材費等）															
	イ	施設・設備の設置に係る工事費															
3		用地取得費・道路費															
	ア	施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費															
	イ	附帯工事費															
		小計				49,000,000						46,500,000				2,500,000	
4		共通経費（附帯工事費）															
	ア	調査設計費	1	式	5,000,000	5,000,000	全額補助対象	1	式	5,000,000	5,000,000						
	イ	撤去費	1	式	5,000,000	5,000,000	施設ごとには補助対象外	1	式	4,000,000	4,000,000		1	式	1,000,000	1,000,000	
	ウ	積経費	1	式	35,000,000	35,000,000					23,660,000					11,340,000	
		小計				45,000,000					32,660,000					12,340,000	
		合計				189,900,000					128,410,000					61,490,000	

【見積書 内訳書】※金額や設置機器等についてはあくまで例示である。

Table with columns: 項目 (Item), 全体 (総事業費及び一体施工工事) (Total (Overall project cost and integrated construction)), 補助対象部分 (Subsidy eligible portion), 補助対象外部分 (一休施工工事) (Non-subsidy eligible portion (one-time construction)). Rows include categories like 本体メニュー (Main menu), 附属メニュー (Accessory menu), and 小計 (Subtotal).

単価については、○積算標準単価、歩掛については、○積算工事標準を採用した。

二備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

一(矢印①) 設置機器とそれに対応する工事費(設置費等)が計上されているか確認すること。ただし、(矢印②) 機器を購入して設置するだけで工事費(設置費等)が計上されない場合は、必ずその旨を記載すること。

一同一の機器、材料を按分する費目の「補助対象部分」「補助対象外部分」について、心裡按分の場合等、数量、単価、単価が記載不可能であれば記載不要。

一ソフトウェア経費など費目が詳細になる場合には、適宜様式で別紙にまとめること。(ソフトウェア経費については、マニュアルで認められているもの(補助対象)、そうでないもの(交付対象外)の区分表を作成すること)

一備考欄等に、積算の根拠を記載する。

一撤去部分を適宜の様式で示すこと。

一備考欄に、積算の根拠を記載する。

一按分の根拠を記載する。

一積算の根拠(単価、歩掛等)を記載すること。

【契約予定内容に関する調査票】（記載例）

(1) 補助事業を行うにあたって予定している契約（分割発注を予定している場合は、契約毎に記入）を全て記入。

番号	契約名（予定）	契約の内容	契約の形態	見積社数	見積額（円）
1	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業	工事請負契約	一般競争入札	5	567,890,123
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	指名競争入札	3	15,678,900
合計					583,569,023

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記入。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するにあたり、見積もりを取った者数を記入。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記入。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合に限りできるものである。

(2) 前記(1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記入。

番号	契約名(予定)	契約の内容	見積額（円）	うち補助対象外見積額(円)
1	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業	工事請負契約	567,890,123	8,765,432
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業に係る調査設計監理業務委託	調査・設計及び施工監理業務の委託契約	15,678,900	234,500
合計			583,569,023	8,999,932

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記入。

番号	契約名(予定)	随意契約を行う根拠 (地方自治法)	随意契約の理由
2	平成○年度□□市△△地区情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業に係る調査設計監理業務委託契約	地方自治法施行令第167条の2第○号	※具体的な理由を記載して下さい。

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記入。

光ファイバケーブルの復旧（使用）計画について

	区間	敷設数	補助対象数	使用数	未使用数	備考
(1)	〇〇市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2)	01～02	—	—	—	—	既設のファイバを利用
(3)	02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
...	...～...	

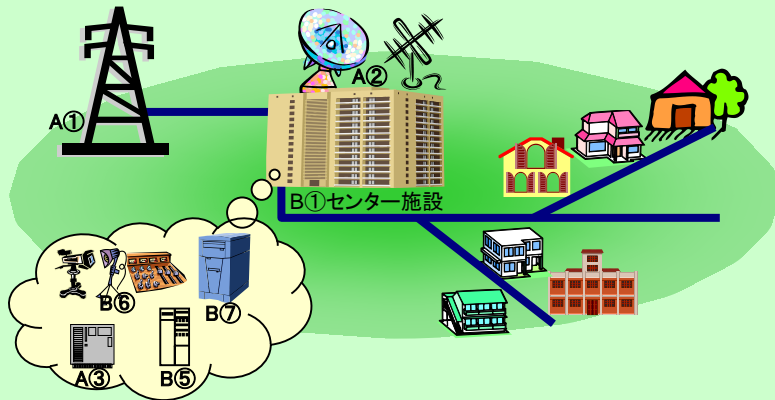
- (* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。（上記の例は4芯＝1テープ（T）の場合）
- (* 2) 整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線（テープ）が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果、余剰が生じる場合には「使用」とカウント可能。（例：必要芯数は90芯必要だが、既製品100芯のケーブルを購入した方が、90芯のケーブルを特注で購入するよりもコストが安くなる等のケース）
- (* 3) 光系統図（例として別紙5を参照）と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
〇〇市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア復旧用 【平成〇年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	〇〇地区エリア復旧用 【平成〇年度】
...	

- (* 1) 先に作成した光ファイバケーブルの復旧（使用）計画において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。
- (* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。

ケーブルテレビによる自主放送、デジタル放送の復旧



衛星の中継網を利用したブロードバンド環境の復旧



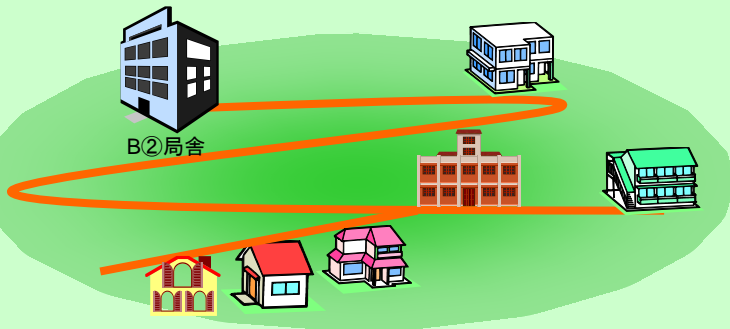
本体メニュー (A)

- ① 鉄塔
- ② アンテナ施設
- ③ ヘッドエンド
- ④ 光電変換装置
- ⑤ 無線アクセス装置
- ⑥ 衛星地球局
- ⑦ デジタル加入者線回線多重化装置

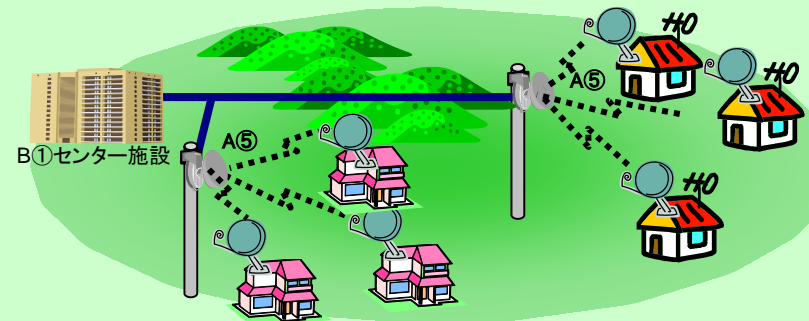
附帯メニュー (B)

- ① センター施設
- ② 局舎
- ③ 外構施設
- ④ 伝送施設
- ⑤ 受電設備
- ⑥ スタジオ施設
- ⑦ 送受信装置

F T T Hによるブロードバンドの復旧



F W Aによるブロードバンド環境の復旧

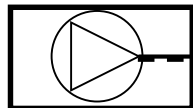


〇〇市光系統図

○光系統図については、各団体(事業者)の使用の様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

※()内は補助対象芯数

〇〇市情報センター



200C/100C/60C/10000m

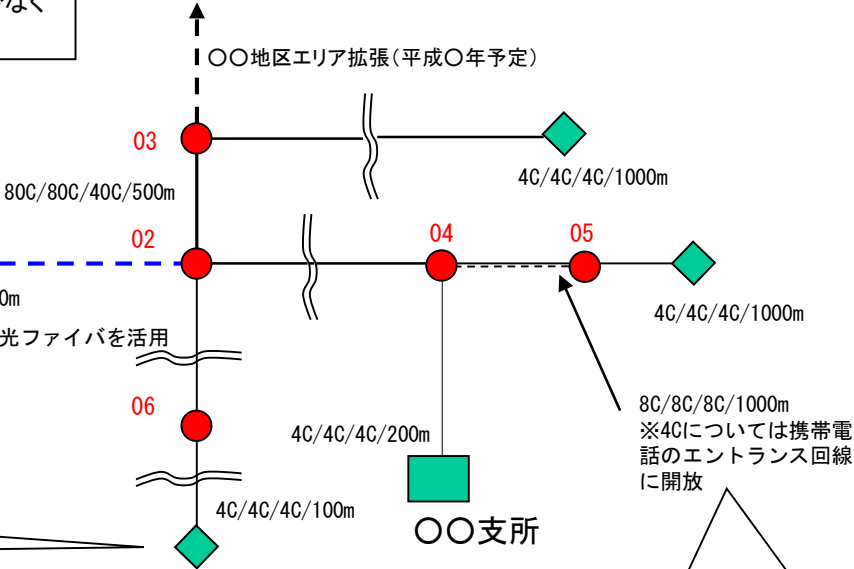
01

100C/5000m

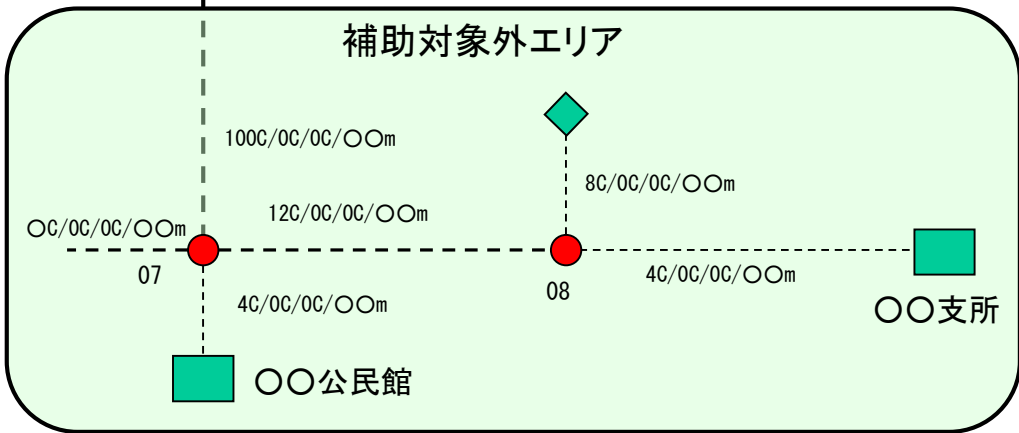
※既設の光ファイバを活用

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。

末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカプラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。



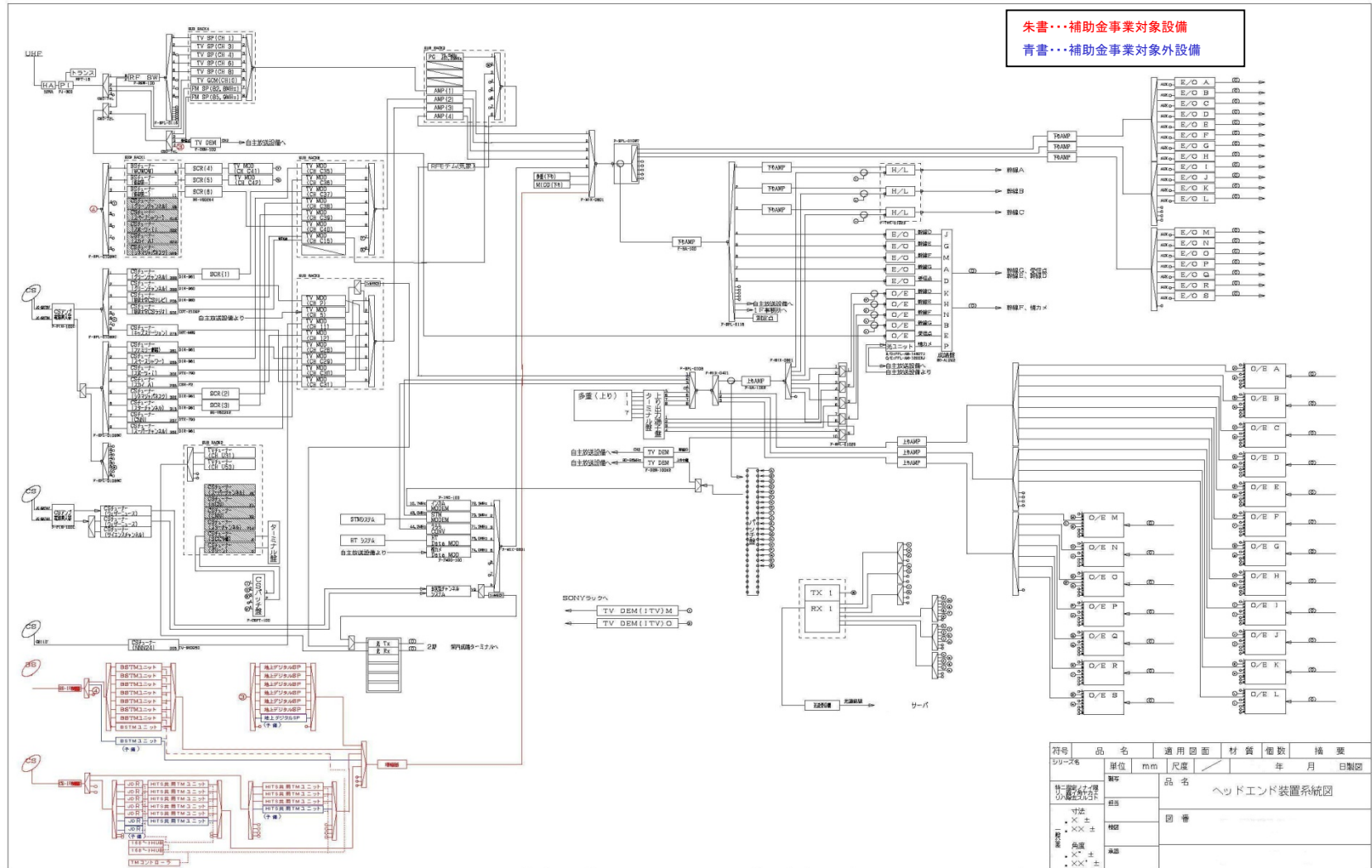
将来使用予定(携帯電話のエントランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。



凡例を必ずつけること。

- 凡例
- ・ 100C/100C/75C/1000m
↑ 敷設芯数/補助対象芯数/使用芯数/敷設距離
 - ・ 実線=補助対象
 - ・ 点線=補助対象外/既設使用

朱書・・・補助金事業対象設備
 青書・・・補助金事業対象外設備



符号	品名	適用図面	材質	電数	摘要
シリース6	単位 mm	尺度		年月	日製図
品名	ヘッドエンド装置系統図				
図番					
寸法	× ± ×× ± ××× ±				
公差	角座 × ± ×× ±				

平成 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏 名						
住 所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢 字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店 (出張所)						
預金種別 (該当に○印)	①普通預金 (総合口座) ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金						
口座番号	銀行番号		支店番号		口座番号		
所 属	職 員	局					課 (室)
	委員等						
	法 人						

※太枠内を記入下さい。

7 情報通信基盤災害復旧計画書の作成について（特定被災地方公共団体等のみ該当）

(1) 交付要綱第7条の規定により、補助金を受けようとする特定被災地方公共団体又はその連携主体は、(2)に掲げる事項を記載した復旧計画を作成し、交付申請時に総務大臣へ提出しなければならない。

(2) 記載要領

1 情報通信基盤を復旧するための基本的な事項

(1) 事業概要

・下記ア)～ウ)を踏まえて、①から④について記載すること。

ア) 被害を受けた地域の復旧であること

イ) 地域の情報格差を是正するものであること

ウ) 被害を状況に合わせ地域の特性に応じたものであること

① 情報通信基盤復旧の必要性（要望地域の現状を踏まえて記載すること）

② 事業概要（情報通信基盤を復旧してどのようなサービスを行うのか具体的に記載すること）

③ 復旧により期待される効果

④ その他、特記事項

※復旧計画（1）において、既存のサービスの提供エリアの範囲について記載すること。また、サービス開始を予定しているものがある場合は、その提供時期についても記載すること。

※IRU等を検討している場合については、事業者との協議状況がわかるように記載願います。（F T T Hの提供について〇〇社と協議中等）

(2) 復旧計画の対象地域

・地域名は合併前の地方公共団体、地区・字単位までを記載すること。

(3) 復旧計画期間

・事業の開始日、完了日を記載すること。

(4) 復旧計画の目標

・ケーブルテレビや加入者系光ファイバ網などの一般家庭へサービスを行っていた事業の復旧の場合は、実施しようとする補助金の要望地域における世帯数と震災前に加入していた世帯数を記載すること。

・ネットワークと共にシステムを構築していた事業の復旧の場合は、震災前のシステムの利用実績を記載すること。

(5) 対象地域における復旧方針

・対象地域の震災前の対象施設の仕様と整備する主な施設の仕様（F T T H、H F Cなど）、種類、場所などを記載すること。

(6) 目標を達成するために必要な復旧事業

- ・整備する施設の復旧後の利用方法（サービス内容など）、契約状況（IRU契約、直営など）を記載すること。

(7) 復旧事業の総事業費

- ・事業費を総事業費、補助金額及び補助裏ごとに記載すること。補助裏については種類、措置状況についても記載すること。
- ・総事業費の本体メニュー、附帯メニューを記載すること。それぞれの項目には主な内訳を記載すること。

(8) 関連事業

- ・各省庁（総務省を含む）の他の補助事業の併用、都道府県の単独及び補助事業並びに地方公共団体単独事業等の実施及び要望予定について記入する。

(9) 復旧計画の評価に関する事項

- ・進捗状況の把握、事後評価（例、地域情報通信基盤の整備目標、整備により期待される効果等の評価の方法）などに関する事項について記載する。なお、計画のフォローアップと事後評価については、当初整備が終了した年度から5年度後の当初に行うものとする。

(10) その他必要な事項

- ・その他必要な事項があれば、それについて記載すること。

情報通信基盤災害復旧事業費補助金の復旧計画

都道府県	〇〇県
市町村	〇〇市
実施主体名	〇〇市
(1) 事業概要	
<p>ア 〇〇市中心部では平成〇〇年よりCATV事業者による放送・通信サービスが始まっていたが、旧〇〇地域については、過疎地域でBBゼロ地域であるとともに、一部の地域では難視聴地域であった。</p> <p>その情報格差を是正するため、平成〇〇年度の地域情報通信基盤推進交付金事業を活用し情報通信基盤を整備した。</p> <p>しかしながら、東日本大震災により、地域情報通信基盤推進交付金事業等により整備した光ファイバ等の情報通信基盤設備の一部に被害を受け、新たな情報格差が生まれてしまった。</p> <p>市としては被害を受けた情報通信基盤の早急な復旧が必要であり、地域の住民からも要望が寄せられているため、FTTHによる光ファイバ網を再度整備し、その後、既にIRU契約によりサービスを開始していた株式会社〇〇ケーブルテレビへ再度IRU契約により施設を貸し出し、被災前と同様に当該地区での地上デジタル放送・BS・CSデジタル放送の再送信に加え、ケーブルインターネット、IP電話サービスを行うものである。</p> <p>また、料金については震災の影響も考慮し、多様な料金形態を提供し、住民の要望に添ったサービスの展開を図るものである。</p> <p>イ 〇〇市では、平成〇〇年の旧〇〇町との合併に伴い、情報通信格差是正事業費補助金事業を活用し、地域情報通信ネットワークを整備した。</p> <p>しかしながら、東日本大震災により、情報通信格差是正事業費補助金事業等により整備した光ファイバ等の情報通信基盤設備の一部に被害を受け、一部の地域でシステム等の運用が停止してしまった。</p> <p>市としては被害を受けた情報通信基盤の早急な復旧が必要であり、地域の住民からも要望が寄せられているため、FTTHによる光ファイバ網を再度整備し、既存システムの運用を再開するものである。</p>	
(2) 復旧計画の対象地域	
(例) 旧〇〇町の全域(別紙のとおり)	
(条件不利地域該当状況)	
過疎(旧〇〇町全域) 辺地(旧〇〇町〇△地区)	
(3) 復旧計画期間	
平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日	
(4) 復旧計画の目標	
<p>ア 震災の被害により、〇〇地域のうち〇〇世帯がサービス未提供となっているが、復旧事業により、震災前の直近のCATV加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%)に戻したい。また、事業全体としては、当初の整備計画と同じCATVの加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%)</p> <p>イ 震災の被害により、〇〇地域のうち〇〇世帯がサービス未提供となっているが、復旧事業により、震災前の直近のケーブルインターネット加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%)に戻したい。また、事業全体としては、当初の整備計画と同じケーブルインターネットの加入世帯数〇〇世帯(カバー率〇〇%)</p> <p>ウ 震災の被害により、〇〇地域でシステムが運用停止となっているが、復旧事業により、システムの運用を再開したい。また、事業全体としては、当初の整備計画の利用見込みを下回らないようにする</p>	

(5)対象地域における復旧方針

旧〇〇町内全域を震災前と同様にFTTH方式によりケーブルテレビ設備として再度整備する。センター施設については〇〇市役所内に設置されている。ヘッドエンドについてはIRU契約先である株式会社〇〇ケーブルテレビのものを引き続き利用する。

(6)目標を達成するために必要な復旧事業

FTTH方式により再度整備された施設を現在のIRU契約により引き続き株式会社〇〇ケーブルテレビへ貸し出すことにより、地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送、自主放送を含むケーブルテレビ事業を行う。また、同時にケーブルインターネット・IP電話サービスも行う。

(7)復旧事業の総事業費

(単位:千円)

	金額	補助裏措置状況
総事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	—
補助金額	〇〇〇,〇〇〇	—
補助裏①	〇〇〇,〇〇〇	災害復旧事業債
補助裏②	〇〇〇,〇〇〇	県単独補助

補助裏については、補助金額との合計が総事業費となるよう、自己資金、借入金等についても全て記載すること。

	金額	内訳
総事業費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
本体メニュー	〇〇〇,〇〇〇	線路設備
附帯メニュー	〇〇〇,〇〇〇	局舎設備

(8)関連事業

- ・県からの単独補助を受けることとしている。
- ・農村部については農林水産省補助を受け基盤整備事業を実施することを要望している。(H〇〇年度)

(9)復旧計画の評価に関する事項

当初整備の5年後を目処に加入世帯数による事後評価を行い、総務省に対し報告すると共にインターネットを通じて公表することとしている。

(10)その他必要な事項

普及促進のため、サービス復旧後の3か月間に限り利用料金無料のキャンペーンを実施。

Ⅲ 交付決定後について

1 契約について

補助金事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札または随意契約とすることとなっている。なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にすること。（Ⅱ 6－別紙2 契約予定内容に関する調査票に契約内容及び方法について記載すること。）

2 計画変更等について

（変更等の承認）

第11条 復旧事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
- (2) 復旧事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 復旧事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 復旧事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、復旧事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な復旧事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 復旧事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 復旧事業者は、復旧事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第12条 復旧事業者は、復旧事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は復旧事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 大臣は、第11条第2項の復旧事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 復旧事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 復旧事業者が、補助金を復旧事業以外の用途に使用した場合

- (3) 復旧事業者が、復旧事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、復旧事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(1) 計画変更承認が必要な内容

ア 事業費の額の20%を超える額の減額

- ・事業内容の変更より事業費が減額となるもの。入札のみによる減額は当てはまらない。

イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の復旧事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

なお、様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。軽微な変更に当たるかどうかの判断が困難な場合は、総務省に確認を取ること。また、実績報告の際にも以下の書類の添付を確認すること。

総務省と協議せずに計画を変更し、実績報告時に変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

- ・変更理由書
- ・申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・見積書については申請時と変更後の相違表（IV 2－別紙4－2 支出総括表差異表参照）
- ・申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例については以下のとおり。

○認められる事例（目的の変更を伴わない場合に限る）

- ・伝送路のルート変更
- ・機器の設置場所変更
- ・公共ネットワーク接続施設数の増減
- ・設置端末数の増減

○軽微な変更として認められない事例

- ・ ケーブルテレビ案件におけるサービスエリア拡張
- ・ サービスメニューの変更（例：F T T H（通信）→F T T H（通信・放送）等）

(3) 事業の中止、廃止について

復旧事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

(4) 事故報告について

復旧事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は復旧事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、復旧事業の完了日とは工事の検査を完了した日を指す。

(5) 交付決定の取消しについて

復旧事業者の責に帰すべき場合には法第17条、帰すことのできない場合には法第10条により取り消すことがある。

3 差金回収について

(状況報告)

第13条 復旧事業者は、復旧事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

(1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の復旧事業者に対しては、毎月実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

復旧事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告することとする。

また、交付決定済の復旧事業者に対し、要綱第13条に基づき様式第7号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した復旧事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を発出する。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

地方公共団体の長 印

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 変更後の受けようとする補助金の額は、金 ， 千円
- 2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。

(千円)

経 費 区 分	交 付 決 定 額	
	変 更 前	変 更 後
本体メニュー費		
附帯メニュー費		
合 計		

番 号
年 月 日

地方公共団体の長（注） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

地方公共団体の長 ）」

と記載すること。

記

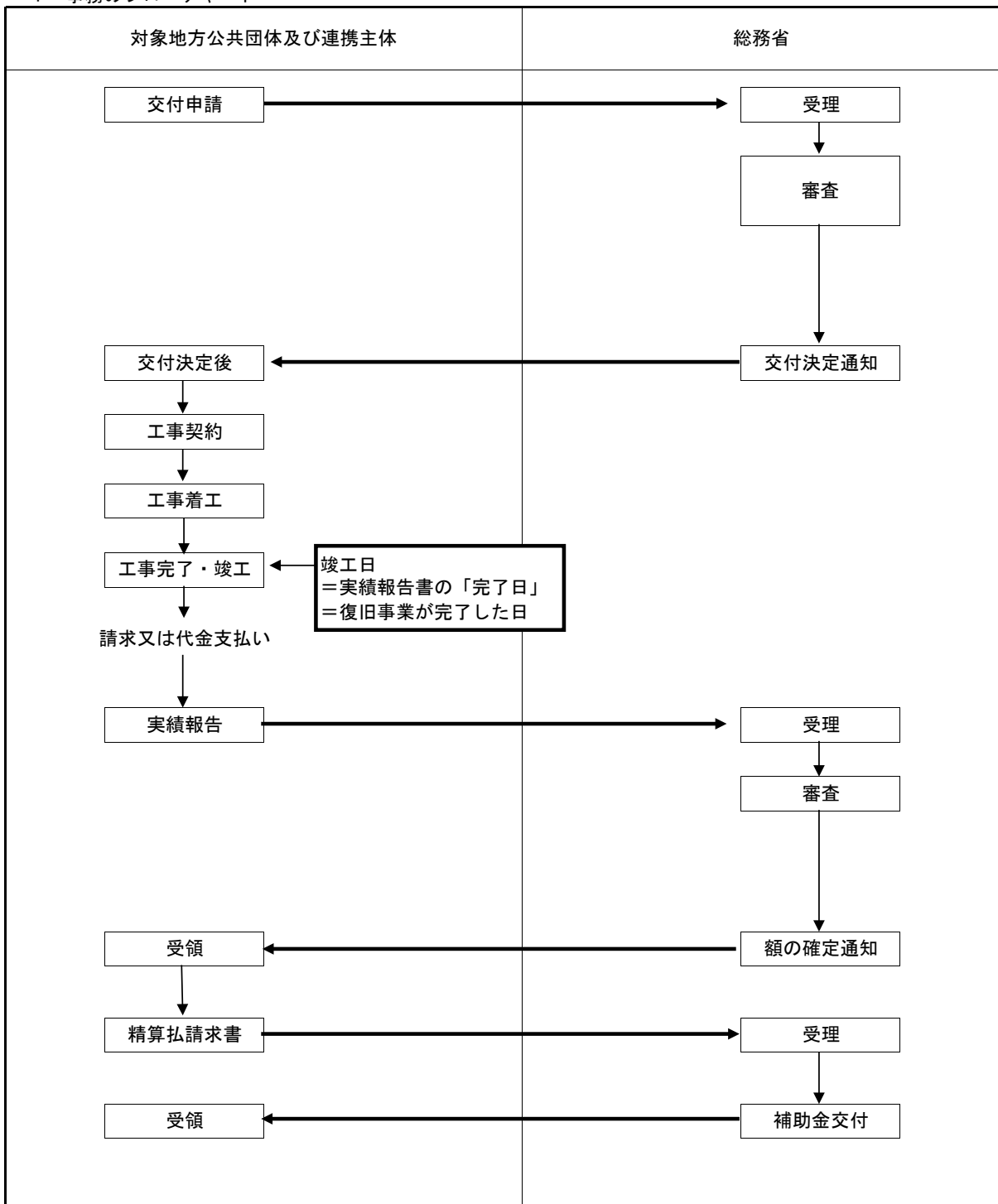
- 1 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

区 分	交付決定額
本体メニュー費	
附帯メニュー費	
合 計	

IV 実績報告事務マニュアル

1 事務のフローチャート



2 実績報告書の作成について

(1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、復旧事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

(2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り復旧事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成○年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

□報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックすること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに復旧事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か（IV 2－別紙1参照）。

エ 添付図面は事実を的確に示しているか（IV 2－別紙2参照）。

オ 写真は図面と機器が一致するか（IV 2－別紙3参照）。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんすること。

- ① 実績報告書（要綱様式第8号）
- ② 支出総括表及び支出内訳書（IV 2－別紙4－1参照）
- ③ 支出総括表差異表（IV 2－別紙4－2参照）及びその確認書類
- ④ 工事請負契約等に係る総括表（IV 2－別紙8）
- ⑤ 整備エリア図面（A4（A3）版1枚程度）
- ⑥ 実施した事業の概要が把握できる図面等
- ⑦ 用地付近の見取り図、設計の概要図（申請時に提出した図面の実績報告版 IV

2－別紙6参照)

(ヘッドエンド系統図、光系統図、ラック実装図、センター内レイアウト図、システム系統図等その他必要な図面)

- ⑧ 光ファイバケーブルの復旧表 (IV 2－別紙5参照)
- ⑨ 施設復旧状況表 (公共施設等を接続する案件のみ)
- ⑩ 口座設置届 (交付決定時と変更がある場合のみ)
- ⑪ 業者との契約書の写し
- ⑫ 業者からの請求書又は同領収書の写し (その算出内訳が分かるものを含む)
- ⑬ 検査調書及びそれに類する書類の写し
- ⑭ I R U等によりサービスが行われる (見込みの) 場合、当該サービス実施を証する書類
- ⑮ 完成写真 (IV 2－別紙7参照)

注1 報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書 (内訳)、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注2 復旧事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の復旧事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

(4) 提出方法

対象地方公共団体等は、復旧事業が完了した日¹から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに総合通信局へ「(3) 提出書類」に掲げる書類を提出すること。(但し、地方公共団体はできるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。)

(5) 実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容を審査した上で、総務省から「平成○年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金の額の確定通知書」が送付され、これを受けて、対象地方公共団体等は速やかに総務省へ「平成○年度地情報通信基盤災害復旧事業費補助金精算払請求書」(要綱様式第10号)を提出すること。

※交付要綱様式については、付録「交付要綱様式記載例」参照

¹ 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき (補助対象工事の竣工時＝地方公共団体が工事の検査を完了した日)。

3 経理等について

(1) 補助金の支払い

総務省から「額の確定通知」により補助金額が通知される。これを受けて対象地方公共団体等では、要綱第16条第2項に定める「平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金精算（概算）払請求書」（様式第10号）を、総合通信局を通じて提出のこと。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

(2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

対象地方公共団体等において、復旧事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに要綱第18条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第11号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の対象地方公共団体等は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

(3) 補助金事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、復旧事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(4) 復旧事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（IV 3—別紙1参照）。

また、各物品には、必ず「平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるようにすること。

(5) 復旧事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談すること。（詳細については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について等を参照。）

請求書（領収書）の審査について

1 はじめに

交付要綱の様式第8号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出されている申請書に添付した見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、II 6の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

2 請求書（領収書）の内容について

(1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

- ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとする。
- イ 請求書は、請求額を記載した「請求書鑑」と積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を提出すること。内訳については、復旧事業と他事業の費用按分等が分かる工事請負契約等に係る総括表（IV 2-別紙8）と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。（IV 2-別紙4-1～4-2を参照）
- ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査のこと。但し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、IV 2-別紙4-2の差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。
 - 機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。
 - 管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。
 - 〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を確認。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名、印も必要）

- ・日付（請求日は事業者が地方公共団体へ実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「平成○年度（当初、補正）情報通信基盤災害復旧事業費補助金」の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認をすること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

添付図面の構成及び留意点について

1 考え方

添付図面は、復旧事業の内容を把握できるものとする。詳細なものはない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、復旧事業対象となる部分を色分けすること。確認にあたっては、II 6 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該復旧事業にて整備する部分ができるようになること。

2 構成及び留意点

添付図面は、用地付近の見取り図、設計の概要図で構成すること。

(1) 用地付近の見取り図

復旧事業により整備されるエリア、センター施設等を色でマークすること。

その際は、必ずセンター（サブセンター）の位置を記入すること。

① 幹線等の復旧

- ・ 5 万分の 1 程度の地図で、今回の復旧事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。

（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してよい。）

- ・ 光ファイバ等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できる程度とすること。
- ・ 公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

② センター施設の復旧

- ・ センター施設（局舎）の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・ 他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

③ インターネット設備復旧・スタジオ施設の復旧

- ・ 機器の設置状況がわかる図面

④ サーバ・端末等の復旧

- ・ サーバや公衆端末等の設置状況がわかる図面

⑤ 用地・道路の整備

- ・ 購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) 設計の概要図

① 幹線等の復旧

- ・ ヘッドエンド系統図

- ・光ファイバ等ネットワーク系統図（芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※F T T Hのうち、P O N方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、S S方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

※H F C等における同軸系統図の提出は不要とする。

② センターの復旧

- ・建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ インターネット設備復旧・スタジオ施設復旧

- ・システム系統図等その他必要な図面

添付写真について

1 作成の考え方

復旧した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、復旧事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、地方公共団体は可能な限り現地確認を行い、復旧事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に復旧事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

(3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするため、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

3 撮影方法

(1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、復旧した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけること。

(2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、HFCについては最長又は最多段、F T T Hについては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。(但し、学校、公共施設への引き込については、すべて写真をとること。)

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター施設・用地等について

センター施設については、センター工事終了後、その外観と各室の写真とする。
用地等の取得があった場合は、センター工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

支出総括表(記載例)

平成〇〇年〇月〇日
○○〇〇-○○〇〇
○○〇〇市1-2-34
○○〇〇〇〇〇〇〇〇
○○町長 ○〇 ○〇

支出総括表は総括表(総括表を記載したもの)と機種の詳細がわかる原簿の2段階のものからなる。

支出総括表を作成した日付を必ず記入すること(請求目的、発注者等の記載は不要。)

一地方公共団体名、首長名を記載すること。(首長印は不要。)

〇複数の地方公共団体にまたがって、事業を行う場合は、地方公共団体ごとに作成すること。また、その際は、別途総事業費がわかる原簿を併せて提出すること。

一地域とは交付金別紙1の2の「施設の種類」指す

※ 平成〇〇年度 情報通信基盤整備促進事業補助金事業
※ 〇〇市(〇〇地区)

請求額(全体) 185,949,500 (消費税込) 183,700,110 (消費税込)
請求額(交付対象) 174,952,486 (消費税込) 172,700,110 (消費税込)

Table with columns for '支出総括表(総括表)', '交付対象区分(一任課以下)', and '交付対象区分(一任課以下)'. It lists various expenditure items like '施設・設備費', '土地取得費', and '雑費' with their respective amounts and categories.

二請求額には「質問部分の金額」部分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙に添付してください。

二「予算」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二交付対象区分と交付対象区分と合計が一致しているか確認すること。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

二「一任課」としてあるものも、内訳書がないと確認できないものは「交付対象区分」及び「交付対象区分」の欄に記載は不要。

支出総括表差異表（記載例）

平成〇年度 情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業
 ○〇市(○△地区)

実績額 174,952,486 円(消費税は別途)
 183,700,110 円(消費税込み)

(単位:円)

【総括表】 項目	申請時				実績時				備考(差異理由)	
	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価		金額
I 本体メニュー										
1 施設・設備費										
ア 施設・設備の設置経費(資材費等)										
イ) 鉄塔										
イ) 衛星地球局										
ウ) 受信アンテナ施設										
エ) ヘッドエンド装置										
オ) デジタル加入者回線多重化装置										
カ) 光電変換装置										
キ) 光成端架										
ク) 線路設備										
ケ) 無線アクセス装置										
コ) その他										
イ) 施設・設備の設置に係る工事費										
ア) 鉄塔										
イ) 衛星地球局										
ウ) 受信アンテナ施設										
エ) ヘッドエンド装置										
オ) デジタル加入者回線多重化装置										
カ) 光電変換装置										
キ) 光成端架										
ク) 線路設備										
ケ) 無線アクセス装置										
コ) その他										
2 用地取得費・道路費										
ア 施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費										
イ 附帯工事費										
3 共通経費(附帯工事費)										
ア 調査設計費										
イ 撤去費										
ウ 諸経費										
エ 電柱改修・補強費(課税分)										
電柱改修・補強費(非課税分)										
本体メニュー小計 104,000,000 本体メニュー出債値引き 0 消費税 5,200,000 本体メニュー計(税込) 109,200,000										
II 附帯メニュー										
1 施設・設備費										
ア 施設・設備の設置経費(資材費等)										
ア) センター施設										
イ) 局舎施設										
ウ) 外構施設										
エ) 電源供給施設										
オ) スタジオ施設										
カ) 送受信施設										
キ) 構内伝送路										
ク) 管理測定装置										
ケ) その他										
イ) 施設・設備の設置に係る工事費										
ア) センター施設										
イ) 局舎施設										
ウ) 外構施設										
エ) 電源供給施設										
オ) スタジオ施設										
カ) 送受信施設										
キ) 構内伝送路										
ク) 管理測定装置										
ケ) その他										
2 附帯施設費										
ア 附帯施設の設置経費										
ア) 接地線										
イ) 屋外照明施設										
ウ) マンホール										
エ) 以下 交付要綱別表の各項の附帯施設										
オ) ……										
イ) 附帯施設の設置に係る工事費										
ア) 接地線										
イ) 屋外照明施設										
ウ) マンホール										
エ) 以下 交付要綱別表の各項の附帯施設										
オ) ……										
3 用地取得費・道路費										
ア 施設・設備の設置に必要な用地及び道路の整備経費										
イ 附帯工事費										
4 共通経費(附帯工事費)										
ア 調査設計費										
イ 撤去費										
ウ 諸経費										
エ 電柱改修・補強費(課税分)										
電柱改修・補強費(非課税分)										
附帯メニュー小計 71,000,000 附帯メニュー出債値引き 0 附帯メニュー小計(値引き後) 71,000,000 消費税 3,550,000 附帯メニュー計(税込) 74,550,000										
合計(税込) 183,750,000										

支出内訳表

(単位:円)

項目	申請時				実績時				仕様	図面番号	写真番号	備考(差異理由)
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額				
I 本体メニュー												
1 施設・設備費												
ア 施設、設備の設置経費(資材費等)												
エ)ヘッドエンド装置				10,000,000				9,000,000				
シグナルプロセッサ	5	台	500,000	2,500,000	5	台	480,000	2,400,000				
出力増幅器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	450,000	900,000				
分配器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	490,000	980,000				
混合器	2	台	500,000	1,000,000	2	台	500,000	1,000,000				
...	○	台	○	台				
...	○	台	○	台				
ク)線路設備												
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				※申請時欄の額については、入札差金の回収に伴う交付決定額の変更を行った場合には、変更前の額を用いることとし、変更承認を受けた場合には、変更後の額を用いること。 ※仕様の欄にはメーカー、機種、型番及びスペック等を記載。 ※備考の欄には工事費算出根拠となる材料費小計、労務費小計、直接工事費、純工事費、工事原価等並びに明細書、変更理由書の番号を記載。 ※材料費、物品で一式としているものは明細で内訳を明確にすること。 ※図面番号は、LAN構成図及び平面図に記載の番号と合致させること。 ※写真番号は、写真掲載の表に記載の番号と合致させること。
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...	○	m	○	m				
イ 施設、設備の設置に係る工事費												
エ)ヘッドエンド装置			1,000,000	1,000,000			1,000,000	994,500				※他の書類とのリンクは設定していません。リンク及び数式を入力する場合は、各団体の責任によりおこなってください。
シグナルプロセッサ	5	台	20,000	100,000	5	台	19,000	95,000				
出力増幅器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
分配器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
混合器	2	台	20,000	40,000	2	台	19,000	38,000				
...	○	台	○	台				
...	○	台	○	台				
ク)線路設備												
光ケーブル(8芯)	1000	m	60	60,000	1000	m	50	50,000				
光ケーブル(12芯)	1000	m	120	120,000	1000	m	115	115,000				
...	○	m	○	m				
小計				113,000,000	小計				109,926,550			
II 附属メニュー												
1 施設・設備費												
ア 施設、設備の設置経費(資材費等)												
ア)センター施設												
搭載ラック	10	台	100,000	1,000,000	10	台	100,000	1,000,000				
○	○	台	○	台				
△	○	台	○	台				
イ 施設、設備の設置に係る工事費												
ア)センター施設												
搭載ラック	1	式	10,000,000	10,000,000	1	式	10,000,000	7,978,900				
○	○	台	○	台				
△	○	台	○	台				
4 共通経費(附帯工事費)												
ア)調査設計費												
現場調査費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	995,000	995,000				明細にどのような作業を行ったのか記載すること経費的に切り分けできない場合は作業内容のみで可
詳細設計費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	1,000,000	1,000,000				
ウ)共架申請費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	985,000	985,000				
イ)搬去費	1	式	5,000,000	5,000,000	1	式	4,950,000	4,950,000				
ウ)積録費				3,000,000				2,980,000				
ア)共通施設費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	993,000	993,000				
イ)現場管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	997,000	997,000				
ウ)一般管理費	1	式	1,000,000	1,000,000	1	式	990,000	990,000				
小計				71,000,000	小計				65,058,900			
合計				184,000,000	合計				174,985,450			

光ファイバケーブルの復旧表

区間	敷設数	補助対象数	使用数	未使用数	備考
(1) ○○市情報センター ～01	200芯 (50T)	100芯 (25T)	60芯 (15T)	40芯 (10T)	100芯は単独 事業整備分
(2) 01～02	—	—	—	—	既設のファイバ を利用
(3) 02～03	80芯 (20T)	80芯 (20T)	40芯 (10T)	40芯 (10T)	
…	…	…	…	…	

- (* 1) 芯線については、テープ数についても記載すること。(上記の例は4芯=1テープ(T)の場合)
- (* 2) 整備したテープを「使用」としてカウントする場合は、全部の芯線(テープ)が使用されることが原則である。但し、既製品を使用した結果、余剰が生じる場合には「使用」とカウント可能。(例: 必要芯数は90芯必要だが、既製品100芯のケーブルを購入した方が、90芯のケーブルを特注で購入するよりもコストが安くなる等のケース)
- (* 3) 光系統図(例として別紙6参照)と一致させること。

光ファイバ未使用芯線使用計画

区間	未使用数	使用計画数	残数	使用計画
○○市情報センター～01	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア復旧用 【平成○年度】
02～03	40芯 (10T)	40芯 (10T)	0	○○地区エリア復旧用 【平成○年度】
…	…	…	…	

- (* 1) 先に作成した光ファイバケーブル復旧表において未使用数が存在する場合に、当該未使用数が存在している区間ごとに記入すること。
- (* 2) 使用計画欄には、使用する年度を記載すること。

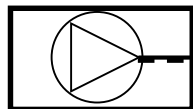
〇〇市光系統図

○光系統図については、各団体(事業者)の使用の様式を使用して差支えないが少なくとも以下の内容が分かるものであること。

※()内は補助対象芯数

分岐器等の記号(番号)は光芯線使用内訳表の区間と一致させること。

〇〇市情報センター



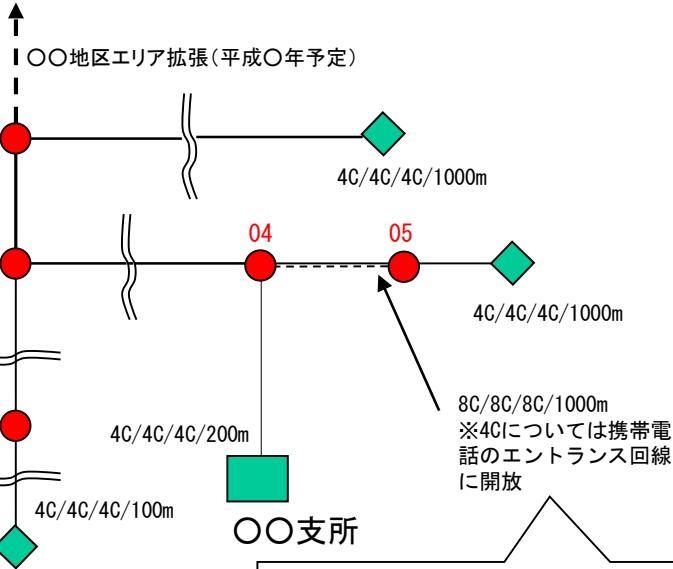
200C/100C/60C/10000m

100C/5000m

※既設の光ファイバを活用

既存の光ファイバを使用する場合には、その芯線数、距離を明示するとともに、その旨を記載すること。

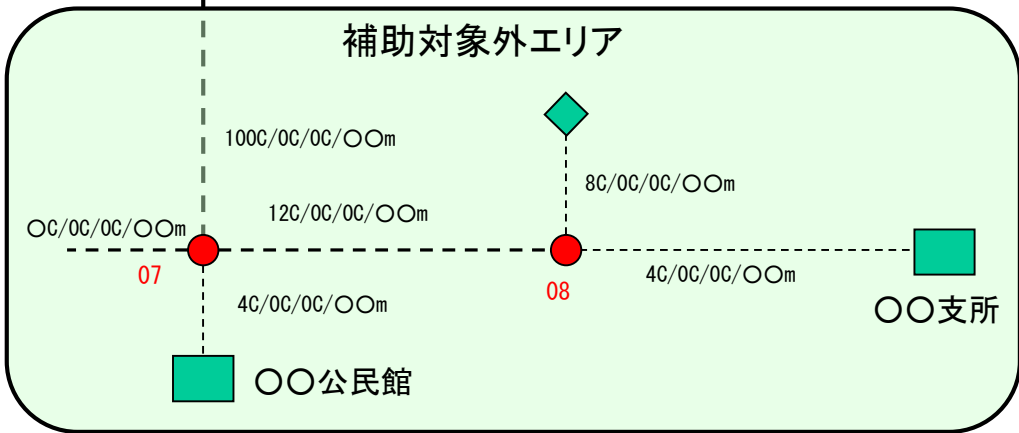
末端は、HFCであればノードまで、FTTHであれば、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているカプラまで把握できるものとする。また、公共施設に引き込む場合には全ての箇所を記載すること。



〇〇支所

将来使用予定(携帯電話のエントランス回線等)の未使用分がある場合にも、そのことを明記。なお、その場合には使用予定年度についても明記すること。

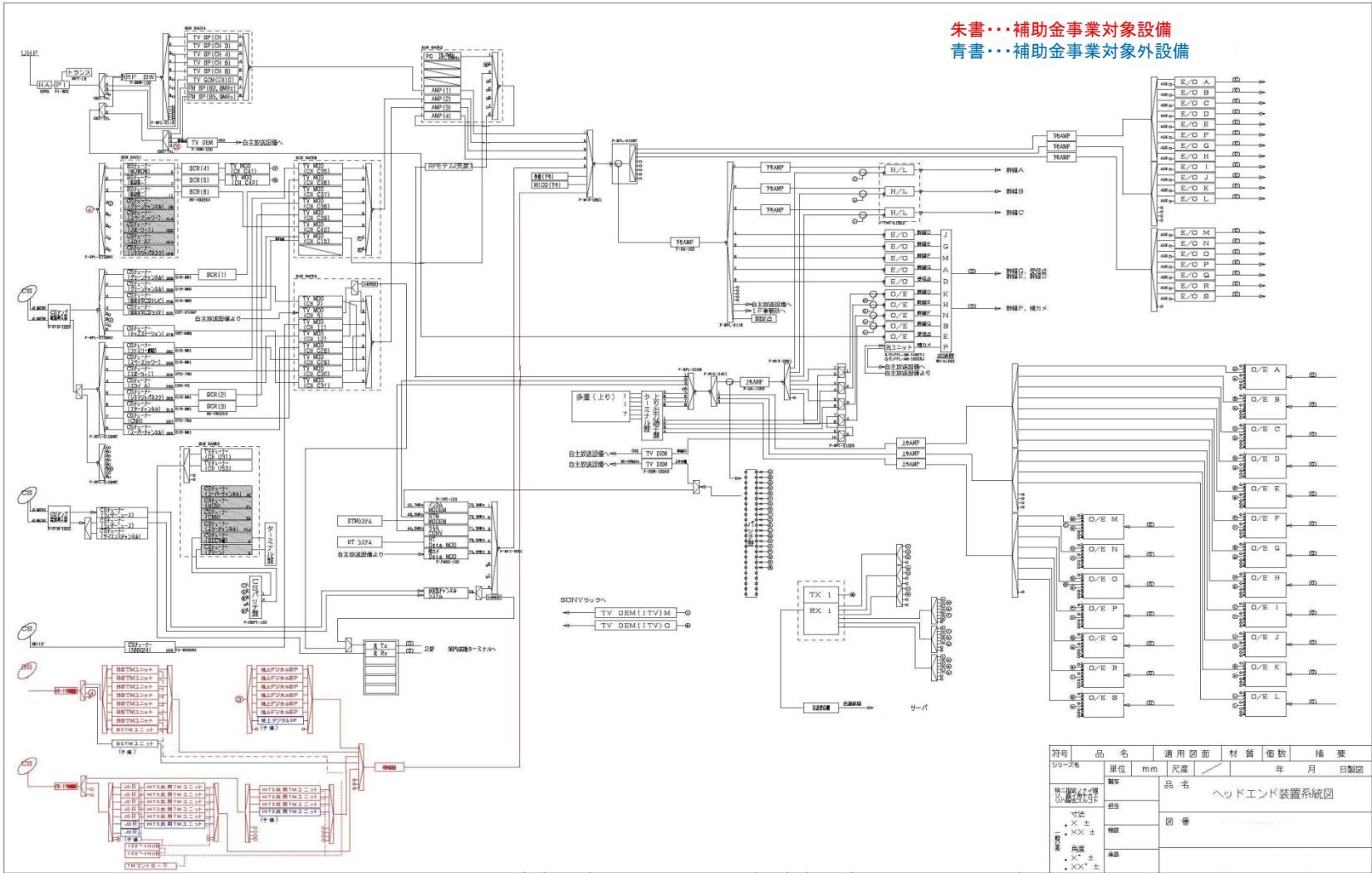
補助対象外エリア



凡例を必ずつけること。

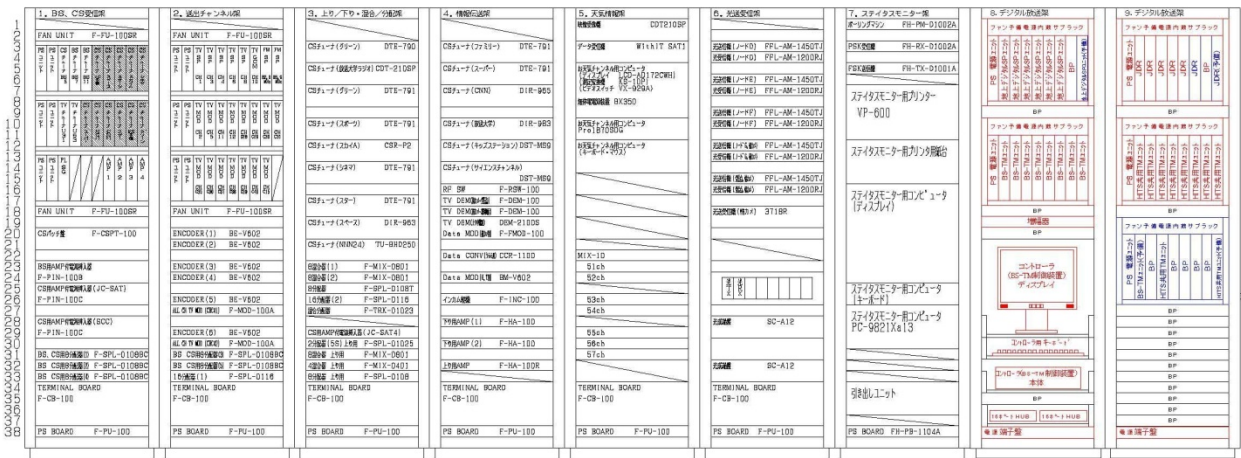
- 凡例
- ・ 100C/100C/75C/1000m
↑ 敷設芯数/補助対象芯数/使用芯数/敷設距離
 - ・ 実線=補助対象
 - ・ 点線=補助対象外/既設使用

朱書・・・補助金事業対象設備
 青書・・・補助金事業対象外設備



符号	品名	適用図面	材質	個数	摘要
シリーズ	単位	mm	尺度	年月	日製図
ヘッドエンド装置系統図					
付録 ・××± ・××± ・××± ・××±	寸法	図番			
	種類				
	角度				
	公差				

朱書・・・補助金事業対象設備
青書・・・補助金事業対象外設備



料号	品名	適用図面	材質	個数	摘要
シリーズ名	単位	mm	尺	寸	年 月 日
種二種イイ種	製	品名	ヘッドエンド装置ラック実装図		
寸法	× ±	節	固	番	
× × ±	節				
角	× ±	節			
× × ±	節				

(IV 2-別紙7 写真イメージ)

詳細内訳表の写真番号欄に記載の番号と合致すること。

完了後写真

写真番号 1

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコンバータ

図面番号 1

撮影位置 ①

センター施設を
統施設の名称を
記載

施設内の具体的に
設置された場所を記
載すること。「総務
課」「事務室」「ロ
ビー」「屋外」等

平面図の図面番号を
記載

複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにす
ること

平面図に記載の撮影位置の番号を記
載

完了後写真

写真番号 2

施設名 ○○○役場

設置場所 ○○課

内容
メディアコン

図面番号

撮影位置 ②

完了後写真

写真番号

施設名

設置場所

内容

図面番

撮影位置

工事請負契約等に係る総括表

契約額(請求額)合計 367,500,000

内補助対象部分 366,500,000

(単位:円)

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額		
			契約日	着工年月日	完成年月日				変更前	変更後(契約変更なしの場合も変更後に記入)	
										補助対象部分	補助対象外部分
1	〇〇興業株式会社	〇〇市ケーブルテレビエリア復旧事業(第4工区)	平成19年10月12日	平成19年10月15日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日	150,000,000		
		変更契約	平成20年3月3日		平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日		140,000,000	
2	△△電気工業株式会社	光海底ケーブル敷設工事	平成19年11月22日	平成19年11月27日	平成20年3月19日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日	200,000,000		
		変更契約	平成20年3月14日		平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日		190,000,000	
3	株式会社□□ケーブルテレビ	〇〇市ケーブルテレビエリア復旧事業施工監理業務	平成19年10月30日	平成19年11月1日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月16日		15,000,000	1,000,000
4	〇〇電力株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		20,000,000	
5	NTT〇〇株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		1,000,000	
6	〇〇株式会社	〇〇市ケーブルテレビエリア復旧事業設計業務	平成19年9月1日			平成19年9月25日	平成19年9月26日	平成19年9月27日		500,000	

情報通信基盤災害復旧事業費補助金実績報告審査表(団体チェック用)

番 号	審査事項	適 否	適否の補足 ※どう確認したかを簡潔に記載(確認に使用した資料、確認方法などを明記)
1	交付申請(もしくは変更承認)と実績報告の事業目的・内容は同一か?	適・否	
2	交付申請時に予定していた地区と同一地区の整備をおこなっているか?	適・否	
3	補助事業で整備した設備等は正常に稼働しているか? (常時使用状態にあるか?倉庫等に保管されていないか?)	適・否	
4	補助事業完了時の確認方法について (時期、実施者、確認方法等できるだけ詳細に)	適・否	
5	補助事業の経理は、補助事業以外の経理と明確に区分されているか?	適・否	
6	会計帳簿及び証拠書類等は、整理保管されているか?	適・否	
7	補助金交付申請書等補助事業に関する書類は、整理保管されているか?	適・否	
8	取得財産台帳を作成したか?(IV 3-別紙1参照)	適・否	
9	請求書(もしくは領収書)の合計は総事業費と一致するか? (総括表IV 2-別紙8を作成すること。)	適・否	
10	支出総括表にて、購入数量(長)と据付数量(長)は一致するか? また、図面が添付されている場合、数量は一致するか?	適・否	
11	交付決定日前に工事契約等工事に着手していないか。 (請求書等に記載されている契約年月日、工事写真の年月日を確認)	適・否	
12	契約について (1:入札(一般競争入札) 2:入札(指名競争入札) 3:(随意契約))	1・2・3 混在	
	入札の場合の金額の比較 (複数契約がある場合、契約毎に記載。混在の場合も契約毎に記載。) 交付申請時: 円←入札額 円 施工業者名: 工事内容: 施工管理(設計管理)業者名: 随意契約の場合 その理由及び施工業者名 (契約の性質、目的が競争を許さない場合など理由を具体的に)		
13	交付申請時の見積書内訳と実績報告時の請求書内訳との対比表(IV 2-別紙4-2)は作成したか?	適・否	
14	上記対比表を作成後、内訳内容が異なる場合は各項目毎にその理由を記載すること。	適・否	
15	交付決定金額と実績報告金額の差異について 差異が生じた(又は同額の場合、その理由を記載すること。	適・否	
16	補助対象外となる設備等は入っていないか?	適・否	
17	光ファイバの芯線数は過剰となっていないか。また、光ファイバケーブルの復旧表(IV 2-別紙5)を作成したか。	適・否	
18	センター施設(局舎)を整備している場合、ケーブルテレビに無関係の建物(部屋)まで整備していないか? また、過剰な広さとなっていないか?(建物平面図により確認)	適・否	
19	その他、過剰とみられる設備は入っていないか?	適・否	

取得財産等管理台帳(平成 年度)

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

V 補助金事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

申請前における留意事項としては、東日本大震災等により被害を受ける前と被害を受けた後の情報通信基盤設備の状況及びサービス提供状況を正確に把握し、ブロードバンドサービス及び放送サービスが震災により未提供となっている地域の住民のニーズを把握した上で、デジタルディバイドの是正を図るためのインフラを復旧する計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法など再整備後における体制・方法などについて十分な検討しておく必要がある。

ただし、一部の設備のみの破損等であり、比較的小規模な復旧事業においては、必ずしも事業構築といった視点は必要ではない。

1 需要調査（大規模な事業構築（復旧）など必要に応じて）

《目的》

ブロードバンドサービスや放送サービスが未提供となった地域住民が通信及び放送サービスをどの程度望んでいるのかを調査する。この調査により、サービス内容（回線スピード、放送内容）や利用料金など住民のニーズを引き出し、年度別復旧計画や運営体制、方法を検討する際の参考となる重要な調査である。

《方法》

- ・ 質問紙（アンケート）による調査（必要に応じて）
- ・ 面接（インタビュー）による調査（必要に応じて）《手法》
- ・ 郵送調査（アンケートを郵送）
- ・ 電話調査（質問表を基にヒアリング）
- ・ F A X 調査（アンケートを各家庭に F A X で送付し F A X で回収）
- ・ 地区訪問調査（地区の住民を集会場などに集めインタビュー）
- ・ 個別訪問調査（個別に住民宅を訪問しインタビュー）

《アウトプット》

- ・ サービス別加入数（年度別）
- ・ 放送内容（地上波、コミュニティチャンネル）
- ・ 回線スピード（30M以上、100M）
- ・ その他のサービス（I P 電話、議会映像配信など）
- ・ 料金

《調査のポイント》

- ・ ブロードバンドサービス、放送サービスに加入する意思があるかどうか、意思が

あるなら復旧後いつ加入するかを明確に回答してもらい、年度別の復旧計画が立てられるような質問にする。

- ・震災前の既存サービスの状況を参考に料金を提示する。

サービス内容（回線スピード、放送のジャンルや種類）について具体的な質問をする。

2 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検討する。

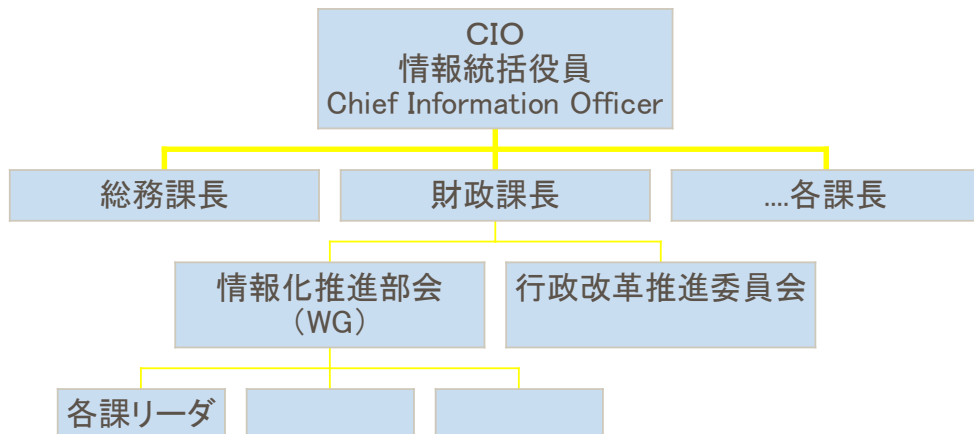
サービス提供モデル	スキームイメージ	スキーム概要
公設公営型		電気通信事業の登録又は届出を行った地方公共団体が、自らサービスの提供を行うもの。
公設民営型		電気通信事業の登録又は届出を行った地方公共団体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うもの。
		地方公共団体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU契約)を行うことにより、光ファイバ等を芯線単位で貸与するもの。
民設民営型		※補助対象外 民間電気通信事業者への間接補助による整備スキームは想定していません。また、公設した施設を譲渡することも想定していません。

※運営体制を検討する際、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性について十分に協議し合意の上で決定する。

3 庁内推進体制の整備（地方公共団体スキーム）

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、地方公共団体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



4 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、既に整備済だった超高速インターネットアクセス環境の復旧に係る初期インフラ整備コストに対して補助を行うものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者が超高速インターネットアクセスサービスを提供する場合、加入者系光ファイバ網の所有者である地方公共団体、加入者系光ファイバ網の運営者である電気通信事業者の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体が IRU 契約により電気通信事業者に対して加入者系光ファイバ網を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者から徴収する IRU の対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとする 것도可能。

《想定されるランニングコストとしては、主に以下のものがある》

- ・光ファイバケーブルを共架する電柱使用料、支障移転費用
- ・光ファイバケーブル、機器の保守維持費用
- ・その他（地方公共団体が住民に対して超高速インターネットアクセスサービスを提供する場合の対外接続に係る費用等）

5 公設民営を採用する場合の留意点

地方公共団体が本補助金で整備された光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）は事業を実施した町村の所有する財産となり、各市町村は地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。市町村が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者等への開放については、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第3版）」を参照のこと。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/hikari_0406.pdf

また、契約手続きの透明性確保、通信事業者等の公平な参入機会の確保に留意する。

VI Q & A

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

- 問 1 施設の復旧は、被災地域の全域を段階的に整備しても良いか。
- 問 2 事業費の上限額はあるか。
- 問 3 整備期間は複数年度にまたがってよいか。
- 問 4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。
- 問 5 サーバ・ルータ等を復旧事業者のセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か(サーバ等は復旧事業者に所有権があるものとする)。
- 問 6 民間施設のフロアを借り上げてセンター施設として整備することは可能か。
- 問 7 事業主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス(ハウジングサービス)の利用は認められるか。
- 問 8 「撤去費」はどういうものが補助対象となるのか。
- 問 9 予備の機器は補助対象となるのか。
- 問 10 震災により損壊した光ファイバルートはループ化又は2ルート化したものではなかったが、本補助金で復旧する際にはループ化、2ルート化を採用したい。補助対象となるか。
- 問 11 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。
- 問 12 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。
- 問 13 復旧事業と併せて把握すべき「一体施工工事(補助対象外部分)」の範囲は何か。
- 問 14 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。
- 問 15 STB、FWA用加入者ユニット、ONU等、各家庭に設置される端末は補助の対象となるか。
- 問 16 アナログ放送対応機器は補助対象となるのか。
- 問 17 地方公共団体が所有する衛星通信個別受信アンテナ等の設備を復旧する場合、補助対象となるか。
- 問 18 番組制作のための取材等に使用する車両は補助対象となるのか。
- 問 19 番組制作のための取材用カメラやモバイル端末など持ち運びできる機器は補助対象となるか。
- 問 20 附帯メニューのみの復旧は認められるのか。
- 問 21 Ⅱ4の別紙1-1「光ファイバケーブルの復旧(使用)計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能とは具体的にどういうことか。
- 問 22 民間事業者の施設・設備を復旧しなければ、過去に地方公共団体が整備した施設・設備だけを復旧させても供用することができない。この場合、民間事業者の施設を復旧する経費は補助対象となるか。

- 問 2 3 情報入力用端末設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。
- 問 2 4 補助対象として公共施設等に設置する端末に制限はあるか。
- 問 2 5 補助事業で整備した行政情報提供システム等で、民間企業のCMを配信することは認められるか。
- 問 2 6 仮設住宅にかかる整備は補助対象となるか。
- 問 2 7 津波による被災施設を復旧する際、山側に移設する等、ルート・設置場所の変更は認められるか。
- 問 2 8 緊急性があったため、一部幹線を単独経費で復旧してしまったが、その経費は認められるか。
- 問 2 9 実施年度の異なる2つ以上の事業において整備した施設がともに被災したため、伝送路等を一本化して整備してよいか。
- 問 3 0 被災した事業のシステムの系統性を維持することを理由に、当初整備事業者と随意契約を結んでよいか。
- 問 3 1 復旧させる地区すべてを一期の工事ではなく、工区を設定し分割発注することは可能か。
- 問 3 2 本補助金で採用する機器等は損壊した機器等と同一のものでなければいけないのか。
- 問 3 3 被災前に整備していなかった機器、システムを本補助金で整備することは可能か。
- 問 3 4 他省庁や県の補助金、自治体単独費用により整備していた機器、システムを本補助金により復旧させることは可能か。
- 問 3 5 震災前に整備されていたことを証する書類とは何か。
- 問 3 6 補足事項1(1)に「地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し整備中のもので完成前に東日本大震災等の被害を受けた施設又は設備の整備を含む」とあるが、他の補助事業、単独事業で整備中に被害を受け完成していないものは補助対象にならないのか。
- 問 3 7 震災前は存在した集落に光ファイバを復旧させたい。当該地域に住民が戻ってきて生活するかはわからないが、光ファイバ未使用芯線復旧(使用)計画においては使用計画数に含めてよいか。
- 問 3 8 連携主体、事務組合として補助を受けた施設を復旧する場合は、再度同じ連携主体、事務組合で申請しなければならないのか。
- 問 3 9 過去に整備していた施設・設備はすべて復旧しなければならないか。
- 問 4 0 事業費が、機器等を変更したことにより15%減、入札により10%減となり、合計で25%減った。変更承認申請が必要か。
- 問 4 1 納品時期が遅れ、8芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる12芯ケーブルを8芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。
- 問 4 2 本補助金により、携帯電話用伝送路を復旧したい。注意点は何か。
- 問 4 3 ケーブルやその他基盤施設に損傷はなかったが、一部サーバのみが被害を受けた。サーバのみの復旧も補助対象となるか。

問 4 4 過去に地域情報通信基盤整備推進交付金で整備した地域であれば、整備後に民間事業者がサービスを開始した地域が含まれていても復旧事業の補助対象となるか。

問 4 5 過去に情報通信格差是正事業費補助金で、情報入力端末を庁内関係 8 課に 1 台ずつ（計 8 台）整備したが、今回 1 0 課に 1 台ずつ（計 1 0 台）整備したい。追加分は補助対象となるのか。

問 4 6 過去に地域情報通信基盤整備推進交付金で B B のみ整備したが、共聴施設が流れたことにより、今回 B B の復旧にあわせて地デジ対応設備を整備したい。地デジ分は補助の対象となるか。

（「Ⅲ. 交付決定後について」関係）

問 4 7 I R U 契約により、「復旧事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。

問 4 8 復旧事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は復旧事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問1 施設の復旧は、被災地域の全域を段階的に整備しても良いか。

（答）

基本的には被災地域の全域をカバーすることが望ましいが、段階的に整備を進めることは差し支えない。ただし、複数回の採択を保証するものではない。

復旧事業により整備した施設は、原則として整備した年度の翌年度内に供用されるべきものであるため、整備後、施設が長期にわたって供用されないこと¹がないよう、注意すること。

なお、光ファイバについては供用開始時期が明確なものであれば、整備完了の翌年度内に供用されないものであっても復旧事業により整備することが可能（考え方については、Ⅱ 4別紙1を参照）。

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問2 事業費の上限額はあるか。

（答）

限度額は設定されていない。なお、東日本大震災に係る復旧の場合は、要望調査の段階で、復旧計画の熟度等を考慮し、必要があれば査定を行うこととなる。

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問3 整備期間は複数年度にまたがってよいか。

（答）

整備期間が複数年度にわたることは差し支えないが、翌年以降、同様の予算が成立するという保証はないため、可能な限り今年度中の復旧が望ましい。

【更問】 整備期間が複数年度にわたる場合に、初年度に設計及び用地の取得のみを行うことは差し支えないか

（答）

本事業は施設整備にかかる補助金であり、設計及び用地の取得のみに係る補助はできない。初年度において施設整備に係る工事に着工するとともに当該年度内に事業が完了していることが必要。

（「Ⅱ． 交付申請事務マニュアル」関係）

問4 当該事業の実績報告前に工事が完了した地域から順次サービスを開始することは可能か。

¹ 例えば、全域整備が終わった時点でサービスを行うため、先の年度で復旧事業により整備した施設がサービス提供開始時点まで長期（復旧事業完了の翌年度を超過した期間）にわたって供用されない場合等。

(答)

交付要綱では特段制限は設けていないので可能である。ただし、サービス開始にあたっての地元住民等との調整や電気通信事業法や有線テレビジョン放送法等の業務開始上の手続き等には留意すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問5 サーバ・ルータ等を復旧事業者のセンター施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くのは可能か(サーバ等は復旧事業者に所有権があるものとする)。

(類問)

事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

認められる。(当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、事業主体が交付の目的どおりに事業に供されているか、責任を持って管理・確認することが必要。)

【更問】 もともとセンター施設内にあった機器が、被災によりセンター施設内に置けなくなったため、保守契約をした事業者の施設等、別の場所に置くことは可能か。

(答)

可能である。ただし、賃貸料、維持費についてはランニングコストとなるため補助金の対象外となる。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問6 民間施設のフロアを借り上げてセンター施設として整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、システムの復旧目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されることを条件に整備することは可能である。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問7 事業主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス(ハウジングサービス)の利用は認められるか。

(答)

近隣のプロバイダ等でハウジングサービスを利用する場合は、センター施設へのサーバの設置と位置付けて設置することは可能である。ただし、ハウジングサービスを利用する場合は、改築ができない又は改築のための床上げ工事等を実施しても、事業主体の公的固定資本の増加として計上できない場合は補助対象外となる。

【更問】 公的固定資本の増加を伴う場合とはどのような場合か。

(答)

床上げ工事等の公共施設等の改修により、事業主体が所有する財産の価値が増加する場合をいう。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問8 「撤去費」はどのようなものが補助対象となるのか。

(答)

1. 撤去費については、既存設備を撤去しなければ、復旧事業が完結しないと認められる場合、補助金の対象とする。跡地利用計画がなく更地にする場合等、新施設の建設事業と一体として実施するものでない解体工事については補助金の対象とならない。なお、災害により生じた瓦礫の撤去も補助金の対象とはならない。

(例)

- 1) ケーブル関係：新たに敷設するケーブルと既設ケーブルが同一ルートである場合における既設ケーブルの撤去費用

ここでいう「同一ルート」には、①既設ルートで復旧することが困難又は非合理的であるため別ルートを選択した場合、②集落ごと高台等に移転したためルートが変わった場合も含まれる。ただし、復旧事業を実施しない地域における破損ケーブルの撤去は補助対象とはならない。

- ・原則として、補助対象となるのは本補助金を活用して実施する事業と一体として行う撤去にかかる費用だが、次年度以降に整備する区域、同年度に複数回の交付を受ける場合の2回目以降に整備する区域についてあらかじめ撤去しておく場合も補助対象となる。

このように一括で計上する場合は、最初に撤去費を計上する補助事業の交付申請の際に、東日本大震災に係る復旧においては、復旧計画にその旨を明記すること。また、指定激甚災害による被災の場合にも、その旨を明記した文書を提出すること。

- ・撤去する既設ケーブルについては、自主許可・共聴施設等を問わない。

- 2) センター施設等の改修関係：補助対象事業で改修する部屋等における既存の壁・床等の撤去費用

- 3) 1)、2)により発生する廃材・産業廃棄物等の処分費

2. 以下の費用については、施設・設備の改修費用に該当するため、撤去費用ではなく、通常の工事費とする。

(例)

- 1) 広帯域化等に伴うアンプの交換費用等
- 2) 既設ラッシング、ハンガー等を一度取り外し、新たにケーブルを追加して、再度、一束化を行う場合の工事費用等
- 3) アスファルトの掘削・埋め戻し費用等

4) 電柱改修費用等

【更問】 撤去する施設の所有者と補助金事業の事業主体が異なる場合であっても、当該施設の撤去費は認められるのか。

(答)

原則認められない。例えば、電柱共架の場合、契約解除時のケーブル等の撤去は敷設者の責任においてなされることが一般的であり、撤去費については敷設者が負担すべきものである。敷設者が負担すべき撤去費を補助金で負担することは、本来負担しなくても良い費用を負担していることになり、補助金の対象事業として認めることには疑義が残る。また、自営柱に添架されている場合についても、施設の所有者の負担において撤去すべきものであると考えられるので同様である。

したがって、撤去費が認められるのは、自前の施設・設備を撤去する場合である。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問9 予備の機器は補助対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる(所謂ホットスタンバイ)仕組みとなっている場合は補助対象となる。ただし、基本設備以外に余分(補完的)に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則補助対象外である。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問10 震災により損壊した光ファイバルートはループ化又は2ルート化したものではなかったが、本補助金で復旧する際にはループ化、2ルート化を採用したい。補助対象となるか。

(答)

ループ化、2ルート化は施設・設備の信頼性を高めるものであり、新たなシステムを追加するものではないから、現用に障害が発生した場合に自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備する場合は補助対象となる。ただし、必要最小限の構成と認められる場合のみである。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問11 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要な最小限であると認められるものは、

施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができるが、目的を異にする事業²と共用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

【事例】 センター施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

（例：〇〇市多目的施設）

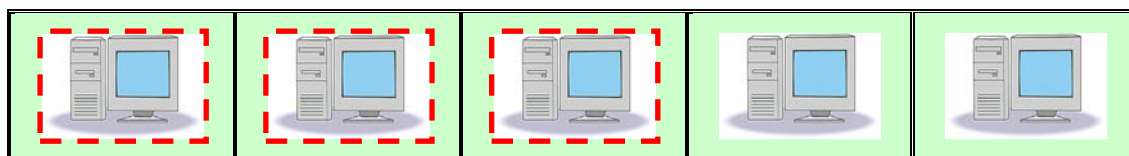
〇〇市センター施設（A） ※復旧事業部分	〇〇市図書館（B） 共用部分（C）
-------------------------	----------------------

（答）

復旧事業の専有面積（A）と他施設（ここでは図書館）の専有面積（B）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（C）については、（A）と（B）の面積の比率で按分する。

【事例】 既存のパソコンと補助事業で整備するパソコンの双方を収容するラックを整備する場合。

← 情報通信基盤災害復旧事業費補助金整備分 → ← 単独事業整備分 →



（答）

当該ラック全体を補助金の補助対象とすることは可能である。ただし補助金の目的である地域の情報格差の是正とは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で比例按分すること。

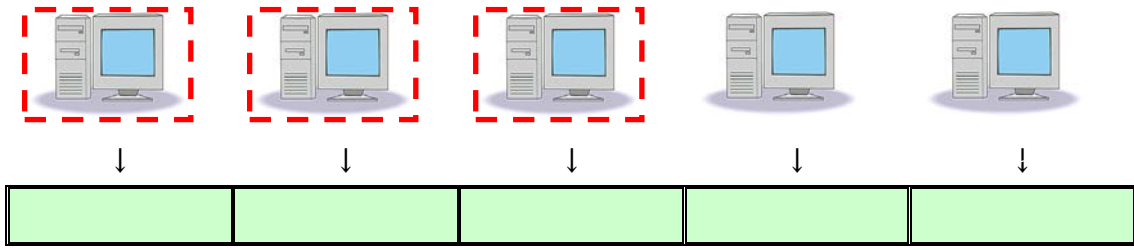
（理由）

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

² 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が地域情報化と相違する場合。

【事例】既存のパソコン（ラックに未収納）分も併せてラックを整備する場合。

← 情報通信基盤災害復旧事業費補助金整備分 → ← 既存のパソコン →



(答)

当該ラック全体を補助金の補助対象とすることは可能である。ただし、農業振興のための事業等、補助金の目的である地域の情報格差の是正とは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で按分すること。

(理由)

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

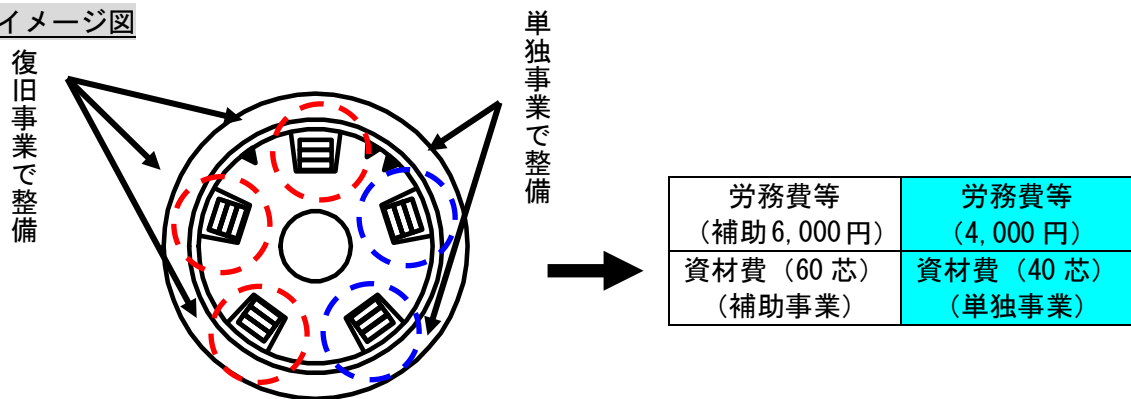
（「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係）

問 1 2 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどのようなのか。

（答）

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。

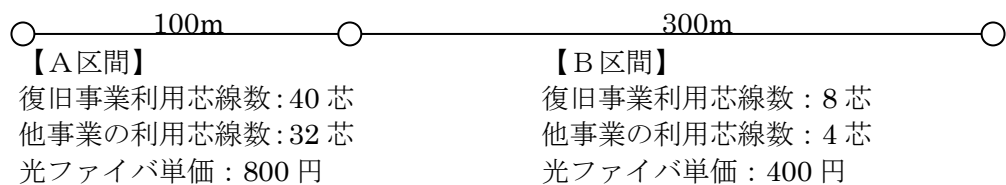
イメージ図



【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価（/m）を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{復旧事業利用芯線数}}{\text{復旧事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$



$$\bullet \text{ A区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

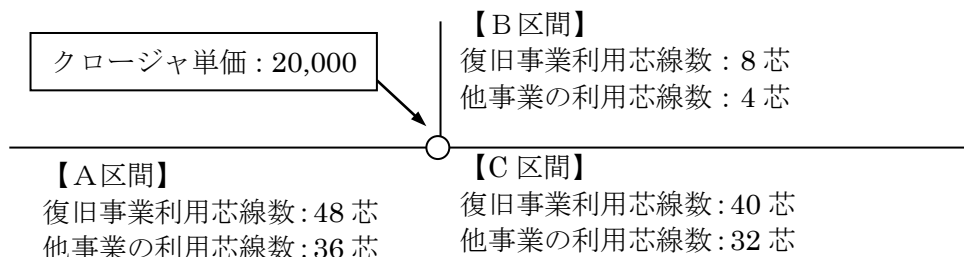
$$\bullet \text{ B区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えばクロージャ）については、復旧事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{復旧事業利用芯線数}}{\text{復旧事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{部材単価 (円/m)}$$



$$\bullet \text{クロージャ補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

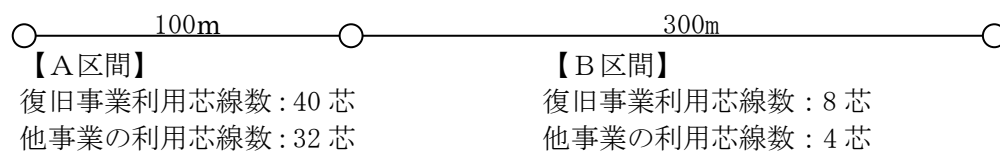
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、①-(ア)で示した復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{復旧事業利用芯線の距離換算値}}{\text{復旧事業利用芯線の距離換算値} + \text{他事業の利用芯線の距離換算値}}$$

$$\text{補助対象経費} = \text{光ファイバの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



光ファイバ敷設工事費合計：1,000,000 円

$$\bullet \text{復旧事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問13 復旧事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

【更問】 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、復旧事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 支出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める復旧事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める復旧事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

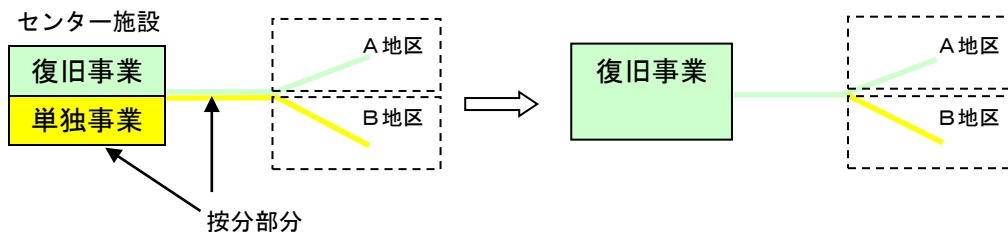
問14 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまうので、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分を回避することも可能。方法については、随時総務省へ相談願いたい。

【例1：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

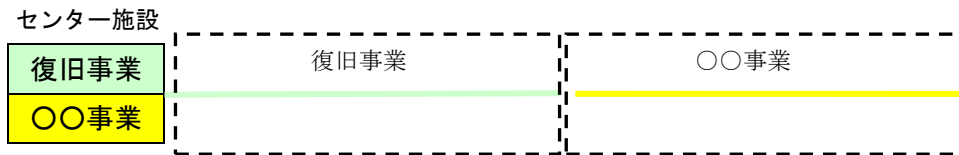
→一体的に実施する事業が、復旧事業と同目的の事業であれば、費用区分を工区割りとし、共通部分（センター施設や幹線部分）はどちらかの事業で全額負担する。



【例2：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

→一体的に実施する事業が、復旧事業と目的が異なる場合（例えば、農業振興地域のみを整備対象としている施策や特定の施設・設備のみを補助対象としている補助金等）は、単純な工区割りや事業費をどちらかの事業に寄せるということではできないため、

原則按分で対応することになるが、工区などで切り分けができる場合もある。以下の図では、センター施設については、芯数や対象世帯数等で費用按分をし、線路設備については、エリアで区分する。



(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 15 STB、FWA用加入者ユニット、ONU等、各家庭に設置される端末は補助の対象となるか。

(答)

各家庭に設置される端末も補助対象となる。ただし、復旧事業者以外の所有となるものについては補助の対象とはならないので注意すること。補助対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は補助対象として扱いますが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 16 アナログ放送対応機器は補助対象となるのか。

(答)

ヘッドエンド設備等については、財産処分制限期間を考慮し、アナログ放送終了後に使用できなくなる設備については、補助対象外とする。

なお、BS、CS、FM放送の再送信に係る設備費（アナログ放送終了後に使用できなくなる設備を除く。）は補助対象となるが、再送信に係る放送事業者の同意を得られるものに限る。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 17 地方公共団体が所有する衛星通信個別受信アンテナ等の設備を復旧する場合、補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。世帯単位も含め様々な形態での衛星通信用の送受信設備を復旧する地方公共団体に対して支援を行うことが可能（交付要綱第4条の別表（1）施設・設備費の「ア（イ）衛星地球局」に該当）。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 18 番組制作のための取材等に使用する車両は補助対象となるのか。

(答)

対象とはならない。

(理由)

交付要綱第4条別表の経費に該当しないため。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問19 番組制作のための取材用カメラやモバイル端末など持ち運びできる機器は補助対象となるか。

(答)

専ら外部に持ち出して使用する機器については補助対象とはならない。ただし、交付要綱の本体メニュー、付帯メニューの施設・設備と一体的に整備され、使用されるものについては、それぞれの本体メニュー、付帯メニューの中の一部ということで補助対象として認められる。

(認められる例)

- ・スタジオ施設として整備し使用されるスタジオカメラ、デジタルディスクレコーダ 等

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問20 付帯メニューのみの復旧は認められるのか。

(答)

補助金の目的が達成される限り認められる。例えば、センター施設だけが被災した場合に、センター施設だけを復旧すれば当初の事業目的が達成される場合など。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問21 Ⅱ4の別紙1-1「光ファイバケーブルの復旧(使用)計画について」における既製品を使用した結果余剰が生じる場合等には「使用」とカウント可能とは具体的にどのようなことか。

(答)

具体的については以下のとおり。

例1：必要芯数は90芯必要だが、90芯のケーブルを特注で購入するとコストがかかるため、既製品100芯のケーブルを購入する場合。この場合は、90芯と10芯で費用按分する必要はない。

例2：2箇所のノードに1Tずつ接続するとき(必要芯数は2芯)、既製品のケーブルが1T4芯の形式であるため、2T用意しなくてはならない場合。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問22 民間事業者の施設・設備を復旧しなければ、過去に地方公共団体が整備した施設・設備だけを復旧させても供用することができない。この場合、民間事業者の施設を復旧する経費は補助対象となるか。

(答)

ならない。その民間事業者の施設・設備は当該事業者の財産であり、民間の資本の復旧に係る経費を国や地方公共団体が拠出するのは適切ではないからである。なお、事業主体の公的固定資本が増加しないものの整備は補助対象外であることを付言しておく。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 2 3 情報入力用端末設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

情報入力用端末設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 2 4 補助対象として公共施設等に設置する端末に制限はあるか。

(答)

補助対象となる端末は、情報入力用端末又は公衆端末等とする。なお、本事業による情報入力用端末は、原則各課 1 台までとする。また、人が集まりやすい施設において補助対象となる端末は公衆端末のみである。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 2 5 補助事業で整備した行政情報提供システム等で、民間企業のCMを配信することは認められるか。

(答)

地方公共団体が情報通信基盤災害復旧事業費補助金により整備した行政情報提供システム等を活用して民間企業のCMを配信する等の行為（以下、「CM配信等」という。）は、次の全ての条件を満足する場合に限り補助事業の目的に反しないものと解釈されることから、要綱上の手続きを経ずに実施することが可能である。

ただし、当分の間、条件の適合状況を把握するためCM配信等の実施状況報告を求めることとする。なお、これらの条件を満たさないCM配信等の実施は、原則どおり財産処分手続きを要することから、適合性の確認のために必要と考えられる資料の提出を求めること。

- 1 CM配信等により事業の目的遂行に悪影響を与えないこと。
- 2 CM配信等は、必要最小限の範囲で実施されること。
- 3 CM配信等する内容についてあらかじめ定めた基準に従い公共性に十分配慮の上選定すること。
- 4 CM配信等により得られる収入については、原則として、事業の維持・管理に要する経費の範囲内とすること。

おって、本運用に疑義がある場合は、個別の事案により判断を要するため、前広に相談されたい。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問26 仮設住宅にかかる整備は補助対象となるか。

(答)

補助対象ではあるが、仮設住宅を撤去する時点で補助財産に残存価値がある場合は、財産処分の手続きを経て補助金の返還を求める場合もある。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問27 津波による被災施設を復旧する際、山側に移設する等、ルート・設置場所の変更は認められるか。

(答)

本事業の目的に照らして合理性があれば、新たな設計に基づく敷設ルート、設置箇所でも可とする。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問28 緊急性があったため、一部幹線を単独経費で復旧してしまったが、その経費は認められるか。

(答)

交付決定前に着手した工事の経費は補助対象として認められない。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問29 実施年度の異なる2つ以上の事業において整備した施設がともに被災したため、伝送路等を一本化して整備してよいか。

(答)

効率的整備の見地から一本化すべき。なお、指定激甚災害による被災の場合には、補助の対象となる過去の事業が定められているので、交付要綱補足事項1(3)を参照すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問30 被災した事業のシステムの系統性を維持することを理由に、当初整備事業者と随意契約を結んでよいか。

(答)

契約の本則に基づき、原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法施行令の定めによる。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問31 復旧させる地区すべてを一期の工事ではなく、工区を設定し分割発注することは可能か。

(答)

可能である。ただし、同種の工事を分割発注すると一般に諸経費率が高くなるので、そうならないよう工事費を積算されたい。

例) 直接工事費がA地区500万円、B地区700万円の場合

A地区、B地区ごとに諸経費を算出するのではなく、A地区とB地区の直接工事費を合算した1,200万円に対して算出される諸経費率を上限に発注する。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問32 本補助金で採用する機器等は損壊した機器等と同一のものでなければいけないのか。

(答)

原則として同一の機器等を採用するものとする。

ただし、当該機器等の生産が中止されている等の理由で、同一の機器等の購入ができない場合等は、後継機や他社の同種の機器等を採用することを認める。その際、従前の機器等と同程度のスペックのものを採用すること。

また、従来の居住地区が大幅に変動し従来のスペックのままでは対応できない場合、従前の機器が能力的に不足し事業の円滑な運営に支障を来していた場合等には、実情に応じ、上位または下位のスペックの機器等を採用し、適正な整備を行うこと。

なお、損壊機器等設置時点から法律等が改正され、義務づけられる要件が追加されている等、事業の実施において真にやむを得ない事情がある場合には、上位スペックの機器等を採用することを認めることがある。

(類問) 住民のニーズを調査できないため、どれだけのスペックの機器等を整備すればよいか明確ではない状況だが、震災前の機器等と同程度のスペックのものを購入しておけば事業の運営は可能と思われるので、早期復旧を優先しスペックを考慮せず機器を選定してもよいか。

(答)

従前の機器等と同程度のスペックのものを採用するのが原則であるが、それは住民のニーズを把握して、それにふさわしいスペックを設計した上でのことである。質問の事案においては、住民のニーズや整備後の需要を正確に把握できてから整備されたい。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問 3 3 被災前に整備していなかった機器、システムを本補助金で整備することは可能か。

(答)

本補助金は被災前に整備されていた情報通信基盤を「復旧」させることを目的としており、新たな機器、システムを導入することは原則としてできない。

損壊機器等設置時点から法律等が改正され、義務づけられる要件が追加されている等、事業の実施において真にやむを得ない事情がある場合には、新たなシステムの導入を認めることがある。

【更問】 津波等の災害に対応するためのシステムでも導入できないのか。

(答)

情報通信基盤を「復旧」させることとは別の「追加」であり、原則として認められない。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 3 4 他省庁や県の補助金、自治体単独費用により整備していた機器、システムを本補助金により復旧させることは可能か。

(答)

東日本大震災に係る復旧の場合には、復旧計画を示した上で、個別に相談されたい。

ただし、本補助金交付要綱で定める補助対象経費であり、かつ、交付要綱の趣旨に則って利用されるものに限る。例えば専ら行政内部の基幹業務や農業目的のみに利用される機器、システム等は補助対象とならない。

指定激甚災害による被災の場合においても同様であり、事前に総務省へ相談すること。なお、補助の対象となる過去の事業が定められているので、交付要綱補足事項 1 (3) を参照すること。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 3 5 震災前に整備されていたことを証する書類とは何か。

(答)

補助金を活用している場合で、被災による財産処分の届出が必要な場合は、その届出により確認すること。単独経費による整備等の場合は、事前に協議の上、整備時の設計書、資産（財産）台帳等で確認する。整備時の設計書等も存在しない場合は自治体が発行する罹災証明書でも認められることがある。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 3 6 交付要綱 補足事項 1 (1) に「地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し整備中のもので完成前に東日本大震災等の被害を受けた施設又は設備の整備を含む」とある

が、他の補助事業、単独事業で整備中に被害を受け完成していないものは補助対象にならないのか。

(答)

他の補助事業、単独事業で整備中に被害を受け、完成せずに引き渡しが進んでいない施設・設備は、原則として、復旧事業の補助対象とならない。

未完成部分については、地域情報通信基盤整備推進交付金で交付決定されている事業を補助対象とする。

なお、復旧事業の内容が、交付決定されていた内容と異なる場合は、合理的な理由により変更が生じたものに限って、補助対象と認めることがある（伝送路のルート変更等）。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問37 震災前は存在した集落に光ファイバを復旧させたい。当該地域に住民が戻ってきて生活するかわからないが、光ファイバ未使用芯線復旧（使用）計画においては使用計画数に含めてよいか。

(答)

たとえ震災前に形成されていても、居住者がいるとは限らない地域に係る整備は、本補助金では補助対象外となる。光ファイバ未使用芯線復旧（使用）計画を立てる際等、計画段階において、整備施設等が十分に利用されることを確認し、利用が確実な芯線のみを整備すること。

なお、上記質問の事案においては、事業完了の翌年度までに光ファイバが未使用のままであった場合は、当該経費に係る補助金は国庫への返還の対象となり得る。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問38 連携主体、事務組合として補助を受けた施設を復旧する場合は、再度同じ連携主体、事務組合で申請しなければならないのか。

(答)

その必要はない。対象地方公共団体に該当すれば単独で申請が可能。

【更問】 対象地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が連携主体となって事業したいという場合は、補助することができるか。

(答)

当該補助金は、対象地方公共団体に事業主体が限定されているので、それ以外の地方公共団体に対する補助は認められない。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問39 過去に整備していた施設・設備はすべて復旧しなければならないか。

(答)

必ずしもすべてを復旧する必要はない。ニーズがあり真に必要な施設・設備のみを復旧されたい。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 4 0 事業費が、機器等を変更したことにより 15%減、入札により 10%減となり、合計で 25%減った。変更承認申請が必要か。

(答)

変更承認手続きを要するのは事業費が 20%を超える額の減額となった場合であるが、入札による事業費の減額については考慮する必要はない。よって、質問の事案は事業費の 15%減として扱うので、変更承認申請は不要であるが、軽微な変更の届出は必要である。

【更問】 機器等を変更したことにより事業費が 30%減った。しかし、交付決定時の事業の目的の変更には至らない変更によるものである。変更承認申請は必要か。

(答)

必要である。たとえ交付決定時の事業の目的の変更に至らなくても、事業費が入札を経ずに 20%を超えて減額となるのは、軽微な変更とはいえ、事業内容が変更されたものと解されるからである。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 4 1 納品時期が遅れ、8 芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる 12 芯ケーブルを 8 芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることもある。

(「Ⅱ. 交付申請事務マニュアル」関係)

問 4 2 本補助金により、携帯電話用伝送路を復旧したい。注意点は何か。

(答)

移動体通信事業者とよく協議をし、復旧させた芯線を確実に借り受ける意思を示す書面(確約書)を提出させ、写しを交付申請時に総務省に提出すること。その際、「芯線を借り受けることを最優先に考えたい」等の曖昧さが残る記述ではなく、「必ず復旧させた芯線を借り受ける」等の記述とすること。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問 4 3 ケーブルやその他基盤施設に損傷はなかったが、一部サーバのみが被害を受けた。サーバのみの復旧も補助対象となるか。

(答)

なぜ被害がサーバのみであったのか等事情をよく聴取し、東日本大震災等による被害であることを総務省が認める場合には補助対象となる。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問 4 4 過去に地域情報通信基盤整備推進交付金で整備した地域であれば、整備後に民間事業者がサービスを開始した地域が含まれていても復旧事業の補助対象となるか。

(答)

ももとの地域情報通信基盤整備推進交付金の趣旨にあわないので補助対象とはならない。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問 4 5 過去に情報通信格差是正事業費補助金で、情報入力端末を庁内関係 8 課に 1 台ずつ (計 8 台) 整備したが、今回 1 0 課に 1 台ずつ (計 1 0 台) 整備したい。追加分は補助対象となるのか。

(答)

補助対象外である。あくまでも、被災前に整備されていたものが補助の対象となる。

〔Ⅱ. 交付申請事務マニュアル〕関係)

問 4 6 過去に地域情報通信基盤整備推進交付金で B B のみ整備したが、共聴施設が流れたことにより、今回 B B の復旧にあわせて地デジ対応設備を整備したい。地デジ分は補助の対象となるか。

(答)

補助対象外である。あくまでも、被災前に整備されていたものが補助の対象となる。

〔Ⅲ. 交付決定後について〕関係)

問 4 7 I R U 契約により、「復旧事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者」にサービス提供を行わせる場合、契約先はいつ頃決定すればよいか。

(答)

交付決定前までに、契約先の事業者が決定していることが望ましい。

〔Ⅲ. 交付決定後について〕関係)

問 4 8 復旧事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は復旧事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

付録 交付要綱様式記載例

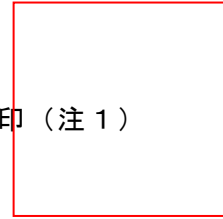
様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○（※） 殿

※申請時現在でお願いします。

地方公共団体の長
総務 太郎 印（注1）



平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付申請書

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（○○県、○○市、○○町・・・及び○○村）代表

地方公共団体の長 印 」

と記載すること。

記

1 復旧事業の目的

○○県○○郡○○町においては、東日本大震災によりICT交付金で整備した伝送路が損壊し、ブロードバンドサービスを提供できなくなった。被災した情報通信基盤を復旧させることで改めてデジタルディバイドを解消し、町内の発展を促すことを目的とする。

2 交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 復旧事業の概要

別紙1のとおり

4 添付資料

(1) 対象地方公共団体の当該復旧事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同じの場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

(2) 復旧事業に要する経費の見積書

付録 交付要綱様式記載例

- (3) 復旧事業を対象地方公共団体の連携主体が行うものについては、
- ① 当該復旧事業を行う対象地方公共団体の連携主体を構成する全対象地方公共団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する対象地方公共団体が、当該復旧事業を行う対象地方公共団体の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注3）
- (4) 工事概要書
別紙2のとおり。

（注3）連携主体を構成するすべての対象地方公共団体が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 (様式第 1 号関係)

復旧事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名 (注 1)	(注 1) ○○町 町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ 2. センター施設 ○○町○△ 1-2 (○○町役場) ※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○○日 ※地方公共団体が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

事業の目的	(注 2) ○○県○○郡○○町においては、東日本大震災により I C T 交付金で整備した伝送路が損壊し、ブロードバンドサービスを提供できなくなった。被災した情報通信基盤を復旧させることで改めてデジタルディバイドを解消し、町内の発展を促すことを目的とする。
事業の概要 (注 2)	○○町○△地区において、F T T H 方式の伝送路を復旧させブロードバンドが利用できる環境を再整備する。

※「事業目的」と「事業の概要」はまとめた記載も可。

※本体メニュー、附帯メニューで整備する内容及びサービス提供内容について具体的に記載すること。

(千円)

情報通信基盤災害復旧事業補助金申請額		事業費	
事業費×補助率			
区分	本体メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○
	附帯メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○
合 計		○○, ○○○	○○, ○○○

付録 交付要綱様式記載例

備考（注3）

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長」

と記載すること。

（注2）復旧事業を対象地方公共団体の連携主体が行う場合は、複数の対象地方公共団体にまたがる区域を含む地域における施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を付する。

（注3）復旧事業を対象地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る情報通信基盤災害復旧事業補助金申請額を除いた事業費についての、当該復旧事業を行う対象地方公共団体の連携主体を構成する各市町村ごとの負担額を記載すること。

付録 交付要綱様式記載例

別紙2（様式第1号関係）

工事概要書

地方公共団体の長
総務 太郎 印（注1）

1 設置場所

ヘッドエンド装置 ○○町○△1-2（○○町役場）

線路設備 ○○町○△、×○、□△

※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。

2 施設の内容

(1) 延べ床面積 ○○○. 〇㎡（注2）

(2) 設置される施設の概要

（例）

ヘッドエンド装置の整備

線路設備（光幹線、分配線及び引き込み線）の整備

※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載。

3 事業の着手及び完了の時期

(1) 着手（予定）年月日 平成○○年○月○○日

(2) 完了（予定）年月日 平成○○年○月○○日

※「(2)完了（予定）年月日」は工事の完了日を記載。

4 資金計画

（千円）

収 入		支 出 (事 業 費)	
財 源 内 訳		区 分	
補 助 金	交付（予定）額	本体メニュー費	○○, 〇〇〇
	○○, 〇〇〇		
事業を行う者の負担額	予 算 額	附帯メニュー費	○○, 〇〇〇
借 入 金	○○, 〇〇〇		
事業者等の負担金	○○, 〇〇〇		
その他（ ） （注3）	○○, 〇〇〇		

付録 交付要綱様式記載例

小計	〇〇, 〇〇〇		
合計	〇〇, 〇〇〇	合計	〇〇, 〇〇〇

5 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（注2）

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印」

と記載すること。

（注2）施設の整備又は改修を行わない場合には、延べ床面積の記入及び設計の概要図の添付を要しない。

（注3）財源の内容（※）を記入する。

※地方財政措置（災害復旧事業債等）、都道府県等補助金等を記載

付録 交付要綱様式記載例

様式第2号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方公共団体の長（注） **総務 太郎** 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長」
と記載すること。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙1とおりにする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 **〇〇, 〇〇〇** 千円とする。

付録 交付要綱様式記載例

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

区 分	交付決定額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇

4 補助金の交付条件

復旧事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・郵政省令・自治省令第6号）並びに情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

付録 交付要綱様式記載例

別紙 1 (様式第 2 号関係)

復旧事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名 (注)	(注) ○○町 町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. センター装置 ○○町○△ 1-2 (○○町役場) 2. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ ※要綱に定める「本体メニュー」「付帯メニュー」の内容を記載。
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○○日

事業の目的	○○県○○郡○○町においては、東日本大震災により ICT 交付金で整備した伝送路が損壊し、ブロードバンドサービスを提供できなくなった。被災した情報通信基盤を復旧させることで改めてデジタルディバイドを解消し、町内の発展を促すことを目的とする。
事業の概要	○○町○△地区において、FTTH方式の伝送路を復旧させブロードバンドが利用できる環境を再整備する。

(千円)

情報通信基盤災害復旧事業費補助 金申請額 事業費×補助率		事業費	
区分	本体メニュー費	○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇
	付帯メニュー費	○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇
合計		○○, 〇〇〇	○○, 〇〇〇

備考

付録 交付要綱様式記載例

(注) 対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長
と記載すること。」

付録 交付要綱様式記載例

様式第3号（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同交付金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由
〇〇しなければならない。	左記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

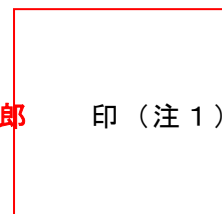
付録 交付要綱様式記載例

様式第4号（第11条第1項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）



平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る復旧事業の一部を変更する必要があるため、情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容	<p>・ 事業費の額の変更 ・ 事業内容の変更 のいずれか、もしくは両方を記載してください。 ※交付要綱第11条（1）及び（2）を参照。</p>	伝送路の復旧	伝送路の復旧 ケーブルテレビ設備の復旧（地上放送波等の再送信にかかる機器）
配分	本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
	合計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

※交付申請書の復旧事業の概要の変更点したものを記載する。

備考（注2）

（注2）対象地方公共団体の連携主体が行う場合は、本変更承認申請書に係る変更後の情報通信基盤災害復旧事業費補助金申請額を除いた事業費についての、当該復旧事業を行う対象地方公共団体の連携主体を構成する対象地方公共団体ごとの負担額を記入する。

2 変更を必要とする理由

〇〇町では、東日本大震災により被害を受けた施設及び設備を伝送路のみであると
考えていたが、ケーブルテレビ設備にかかる機器にも修理ができない不具合があり、
復旧が必要であるため。

3 変更が復旧事業に及ぼす影響

伝送路の敷設ルートを詳細に検討した結果、工事費が下がったことにより、交付決定額内で実施することが可能となった。したがって、当該復旧事業の実施に支障はないものである。また、ケーブルテレビ施設を復旧することは、地上デジタル放送の難視聴地域を解消できるなど、一層の地域情報化の推進と情報格差の是正に資するものである。

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、復旧事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇, 〇〇〇 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金金額

付録 交付要綱様式記載例

様式第5号（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎

印（注）

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る復旧事業を中止（廃止）したいので、情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

今年（平成〇〇年）7月に発生した台風〇号により、町域全体が大被害を受け、その復興を最優先することとしたため、当該事業の年度内完了が困難となったことによる。

※中止（廃止）理由は具体的に記載してください。

2 支出額内訳

（千円）

区 分	既施工部分額	未施工部分額	合 計
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 平成〇〇年1月1日 ～ 〇〇年2月1日
(2) 完了予定日 平成〇〇年3月〇日

付録 交付要綱様式記載例

様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注）

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る復旧事業について、下記の事故が発生したので、情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

1 事故の内容及びその原因

今年（平成〇〇年）10月に発生した台風〇号により、〇〇地区全域が浸水した。また、〇〇町の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた〇〇地区への幹線の敷設が〇月（工期）までに完了できなくなった。

※必要に応じ事故の内容が分かる資料を添付してください。

2 復旧事業の現在の進捗状況

幹線は敷設済みであるが、〇〇地区においては、水が引かず、工事着手できない状況になっている。

※必要に応じ事業の進捗状況が分かる資料を添付してください。

3 現在までに要した経費

概算払い以外は「なし」と記載してください。

4 事故に対してとった措置

〇〇町災害対策本部と調整し、災害復旧作業を〇月までに終わらせるとともに、復

付録 交付要綱様式記載例

旧事業の当初計画を見直した。

- 5 復旧事業の遂行及び完了の予定
平成〇〇年 3 月〇〇日 完了予定

付録 交付要綱様式記載例

様式第7号（第13条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注）

平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る復旧事業の実施状況について、情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

復旧事業状況表

（千円）

区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

付録 交付要綱様式記載例

様式第8号（第14条第1項関係）

〇〇番〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日※

※工事が完了した日（竣工）以降

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

（報告時の大臣名）

〇〇町長

総務 太郎

印（注1）

平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る復旧事業は、**完了（廃止）**しましたので、平成〇〇年度における実績について、情報通信基盤災害復旧事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」

と記載すること。

記

1 補助金の使用状況

（千円）

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
地方公共団体補助金	-	-	-
うち情報通信 基盤災害復旧 事業費補助金 充当額	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇*1	-	-

*1 国の交付決定日及び交付決定額。

付録 交付要綱様式記載例

2 復旧事業の実施状況（注2）

地方公共団体名	□□県○○郡○○町
代表者氏名	○○町長 総務 太郎
施設の設置場所	1. 線路設備 ○○町○△、×○、□△ 2. センター施設 ○○町○△1-2（○○町役場） ※要綱に定める「本体メニュー」「附帯メニュー」の内容を記載
工事施工業者名	(株)○○工業 *2
着工日	平成○○年○月○日 *3
完了日	平成○○年○月○日 *4

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

*2 全ての施行業者名を記載して下さい。

*3 国から地方公共団体へ交付決定通知をした以降の日。（補助事業は、国から地方公共団体へ交付決定通知した日以降でなければ一切工事は開始できません。交付決定通知以前に工事に着手した場合は、その工事は補助事業の対象外となりますので注意してください。）

*4 事務事業が完全に終了したとき。（補助対象工事の竣工時等。）

3 復旧事業の目的・概要

事業の目的	○○県○○郡○○町においては、東日本大震災により I C T 交付金で整備した伝送路及びケーブルテレビ施設の一部が損壊し、ブロードバンドサービス及び地上デジタル再送信サービスを提供できなくなった。被災した情報通信基盤を復旧させることで改めてデジタルディバイドを解消し、町内の発展を促すことを目的とする。
事業の概要	○○町○△地区において、F T T H方式の伝送路を復旧させブロードバンドが利用できる環境を再整備するとともに、ケーブルテレビ施設のうち、地上デジタル放送再送信に係る機器を復旧する。。

（※）事業の目的及び概要については、原則交付申請時と同様の内容を記載。変更承認申請を提出し目的及び概要が変更されている場合は、承認後の内容を記載して下さい。承認されていない計画変更は認められません。

付録 交付要綱様式記載例

4 復旧事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	平成〇年〇月〇日 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (平成〇年〇月〇日)*5 (〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)	—	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
事業を行う者の負担額	予 算 額	—	実 績 額
借 入 金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
事業者等の負担金	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
その他 () (注3)	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
小 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)		〇〇, 〇〇〇

(円)

支 出		
区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇 (〇〇, 〇〇〇)	〇〇, 〇〇〇

(注3) 財源の内容を記入する。(※地方財政措置(災害復旧事業債等)、都道府県等補助金等を記載)

*5 変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記してください。(支出区分でも同様に記載してください。)

付録 交付要綱様式記載例

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ○○, ○○○千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

付録 交付要綱様式記載例

様式第9号（第15条第1項関係）

番 号
年 月 日

地方公共団体の長（注） 殿

総務大臣 印



平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金の額の確定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で実績報告のあった平成〇〇年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長」
と記載すること。

記

- 1 補助金の確定額は、金 〇〇, 〇〇〇 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

区 分	交付確定額
本体メニュー費	〇〇, 〇〇〇
附帯メニュー費	〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇

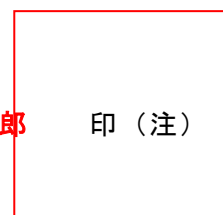
付録 交付要綱様式記載例

様式第10号（第16条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 ○○ ○○ 殿

○○町長
総務 太郎 印（注）



平成○○年度情報通信基盤災害復旧事業費補助金精算（概算）払請求書

平成○○年○○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定通知のあった平成○○年度情報通信基盤災害復旧事業補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、情報通信基盤災害復旧事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（○○県、○○市、○○町・・・及び○○村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金 ○○, ○○○ 千円也

2 内訳

（精算払の場合）

（千円）

区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返 還）額①－②
本体メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
附帯メニュー費	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○
合 計	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○	○○, ○○○

（備考） 負の金額には△印を付すこと。

付録 交付要綱様式記載例

(概算払の場合)

(千円)

区 分	交付決定額 ①	前回までの概 算払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①－②－③
本体メニュー費				
附帯メニュー費				
合 計				

付録 交付要綱様式記載例

様式第 11 号（第 18 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注 1）

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信基盤災害復旧事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注 1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印」
と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1 補助金額（交付要綱第 15 条による額の確定額） | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2） | 〇〇, 〇〇〇円 |

（注 2）別紙として積算の内訳を添付すること。

付録 交付要綱様式記載例

様式第12号（第20条、第21条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇町長
総務 太郎 印（注1）

申請書（※）
情報通信基盤災害復旧事業費補助金に係る財産処分届出書

平成 年度において、情報通信基盤災害復旧事業費補助金事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。届け出ます。（※）

※申請、届出のいずれかを記載してください。

（注1）対象地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
地方公共団体の長 印 」
と記載すること。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
**今年（平成〇〇年）〇月に発生した台風〇号による破損による。
※具体的に記載してください。**
- 3 取得財産の概要
 - （1） 施設の名称
 - （2） 施設設置者（事業主体）の名称
 - （3） 施設の所在地
 - （4） 事業費（→実績額を記載して下さい）
 - （ア） 情報通信基盤災害復旧事業費補助金
 - （イ） 事業を行う者の負担金

付録 交付要綱様式記載例

4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注2）

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注3）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める額を記入する。

（注2）取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

（注3）譲渡、取壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

5 添付書類

(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し

(2) その他参考資料

情報通信基盤災害復旧事業費補助金実施マニュアル

平成23年6月13日発行

平成30年11月20日改訂

(問い合わせ先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室振興係

電話/FAX 03-5253-5757/03-5253-5759

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

ブロードバンド整備推進室

電話/FAX 03-5253-5866/03-5253-5838

総務省 総合通信局 部 課

電話/FAX _____